

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年3月26日
【事業年度】	第10期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
【会社名】	株式会社スタメン
【英訳名】	Stmn, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員CEO 大西 泰平
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区下広井町一丁目14-8
【電話番号】	052-990-2470
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員CAO 中谷 奈緒美
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区下広井町一丁目14-8
【電話番号】	052-990-2470
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員CAO 中谷 奈緒美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	-	1,300,965	1,879,144	2,692,572	3,817,816
経常利益 (千円)	-	132,261	162,687	224,922	298,374
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	-	99,394	125,301	137,345	208,147
包括利益 (千円)	-	99,394	125,301	137,345	208,147
純資産額 (千円)	-	1,031,440	1,215,545	1,345,584	1,536,914
1株当たり純資産額 (円)	-	120.25	136.68	148.94	168.92
1株当たり当期純利益 (円)	-	11.78	14.63	15.77	23.74
総資産額 (千円)	-	1,533,142	1,838,267	2,165,549	2,452,277
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	11.42	14.29	15.62	23.51
自己資本比率 (%)	-	66.3	64.5	60.1	60.5
自己資本利益率 (%)	-	9.8	11.4	11.0	14.9
株価収益率 (倍)	-	49.43	55.16	49.14	34.58
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	162,936	202,124	391,850	962
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	136,212	45,831	310,597	27,294
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	5,196	53,004	37,149	44,333
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	834,381	1,043,677	1,087,780	1,105,781
従業員数 (人)	-	78 (12)	106 (16)	134 (31)	198 (37)

- (注) 1. 第7期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。
2. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄()外書は臨時雇用者数(パートタイマー含む。)の年間平均人員であります。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しており、第7期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	913,801	1,289,214	1,683,685	2,368,549	3,358,049
経常利益 (千円)	32,851	143,666	194,287	275,068	312,087
当期純利益 (千円)	36,802	110,799	125,168	175,673	215,042
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	608,000	610,400	71,500	78,900	82,751
発行済株式総数 (株)	8,432,000	8,456,000	8,671,000	8,745,000	8,781,500
純資産額 (千円)	927,557	1,044,060	1,219,812	1,388,179	1,586,405
総資産額 (千円)	1,360,893	1,544,528	1,790,483	2,165,332	2,427,695
1株当たり純資産額 (円)	109.54	121.74	137.17	153.82	174.56
1株当たり配当額 (円)	-	-	4.00	4.00	6.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	4.37	13.13	14.62	20.17	24.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	4.20	12.73	14.28	19.97	24.29
自己資本比率 (%)	67.9	66.6	66.4	62.1	63.1
自己資本利益率 (%)	4.0	11.3	11.3	13.9	14.9
株価収益率 (倍)	187.41	49.32	55.20	38.42	33.48
配当性向 (%)	-	-	27.4	19.8	24.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	91,446	-	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	674,868	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	172,287	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	535,780	-	-	-	-
従業員数 (人)	69	76	89	114	164
	-	(12)	(15)	(28)	(36)
株主総利回り (%)	48.1	34.1	47.6	46.0	49.1
(比較指標: 東証グロース市場250指数) (%)	(83.0)	(61.9)	(60.4)	(55.2)	(58.0)
最高株価 (円)	1,732	830	1,179	944	1,519
最低株価 (円)	706	428	578	490	700

(注) 1. 第7期より連結財務諸表を作成しているため、第7期以降の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄()外書は臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)の年間平均人員であります。なお、第6期の臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所グロース市場におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しており、第7期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	概要
2016年1月	名古屋市東区泉に株式会社スタメン設立
2016年8月	創業事業「TUNAG」の開発を開始
2017年1月	東京支社を品川区西五反田に設立
2017年1月	「TUNAG」ベータ版をリリースし提供開始
2017年3月	第三者割当増資により、総額285,000千円を資金調達（2017年2月及び同年3月の総額）
2017年4月	エンゲージメントプラットフォーム「TUNAG」を正式リリース
2017年11月	本社を名古屋市中村区井深町に移転
2018年5月	大阪支社を大阪市北区梅田に設立
2018年9月	東京支社を品川区西五反田に移転
2019年11月	「TUNAG」グローバル版の提供開始
2020年5月	オンラインコミュニティプラットフォーム「FANTS」の提供開始
2020年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2021年4月	関東拠点を、品川区西五反田の東京支社から鎌倉市御成町の鎌倉支社に移転
2021年10月	100%子会社・株式会社STAGE（現連結子会社）設立
2022年3月	本社を名古屋市中村区下広井町に移転
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行
2023年1月	100%子会社・株式会社スタジアム（FANTS事業分割準備会社）設立
2023年1月	100%子会社・株式会社 QualityStart設立
2023年1月	鎌倉支社を東京支社（東京都千代田区神田錦町）に拡大移転
2023年2月	クラウドセキュリティサービス「Watchy」を正式リリース
2023年4月	株式会社スタジアム（現連結子会社）に「FANTS」事業を承継
2024年1月	株式会社 QualityStartの商号を株式会社 Hypernova（現非連結子会社）に変更
2024年1月	東京支社を東京本社に改称、二本社制を採用
2025年8月	東京本社を東京都千代田区麹町に拡大移転

3【事業の内容】

(1) 事業の概要

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社スタメン）、連結子会社2社、非連結子会社1社により構成されております。

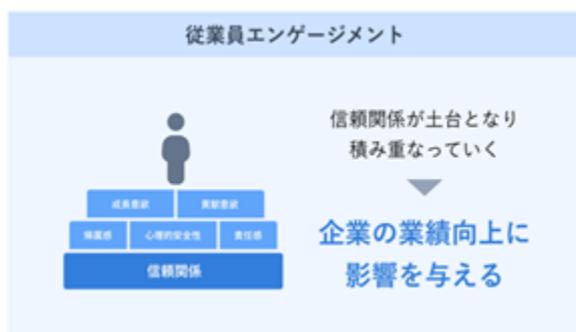
当社は、「一人でも多くの人に、感動を届け、幸せを広める。」という理念のもと、「人と組織の力」と「テクノロジーの可能性」を活かしたサービスを展開しています。変化の激しい時代においても、自己変革を恐れず、多様な事業領域に挑戦することで、企業としての社会的意義を果たすことを目指しています。

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境につきましては、生産年齢人口の減少に伴う慢性的な人手不足や、人的資本経営への関心の高まりを背景に、企業における組織課題の解決やDX（デジタルトランスフォーメーション）に対する需要が引き続き拡大しております。このような環境下において、主要サービスであるエンゲージメントプラットフォーム「TUNAG（ツナグ）」及びオンラインコミュニティプラットフォーム「FANTS（ファンツ）」を事業軸として積極的な事業拡大を進めてまいりました。また、意思決定の迅速化のため、100%子会社である「株式会社スタジアム」を2023年1月に設立し、「FANTS」の更なる事業展開を進めております。2023年2月にはクラウドセキュリティサービス「Watchy（ウォッチャー）」の提供を開始しました。

(2) 当社グループのサービスについて

従業員エンゲージメント事業「TUNAG（ツナグ）」

エンゲージメントプラットフォーム「TUNAG」は企業のエンゲージメント向上を通じて、企業活動を支援するSaaS（Software as a Service）（注1）モデルのプラットフォームサービスです。エンゲージメントとは「会社と従業員」のタテの相互信頼関係、及び「従業員同士」のヨコの相互信頼関係が確立されている状況と定義づけており、待遇や環境など与えられるモノの上に成り立つ従業員満足度とは異なる概念であります。信頼関係を土台とするエンゲージメントについては、業績指標や離職率との相関関係が報告されております（注2）。



エンゲージメントの向上、組織改善を行なっていくためには、現状の課題を明らかにした上で、それに対して適切な施策を設計し、さらに設計した施策を継続的に実施していくという3つのステップが必要となります。「TUNAG」は、それぞれのステップに対して「エンゲージメントサーベイ」「専属のカスタマーサクセス担当による支援」「社内制度運用クラウド」というソリューションを提供できるエンゲージメント向上へのワンストップサービスとなっております。



(Step. 1) エンゲージメントサーベイ

組織の現状を可視化するために、組織のエンゲージメントを診断するアンケートをクラウドツールで提供しております。診断するアンケートはスマートフォンやパソコンから短時間で回答することが可能であり、診断レポートがクラウドツールから自動生成され、その結果から課題を数値化する事で、(Step. 2)の施策の企画・設計における優先度や狙いを明確化することができます。回答結果は部署毎、役職毎など、様々なセグメント分類が可能であるほか、定期的なサーベイの実施により、回答結果の推移を比較することも可能となります。

(Step. 2) 専属のカスタマーサクセス担当による支援

エンゲージメントを向上するためには、「会社理解・共感」「上司や仲間との関係」「承認欲求」など様々な要素に対してアプローチしていくことが必要になります。「TUNAG」ではそのアプローチを「社内制度(注3)」として具現化し、専属のカスタマーサクセス担当が「TUNAG」上で運用が自走化するまで支援します。当社の専任スタッフは数十社の企業に対して組織改善施策を企画、設計した経験に加えて、全社で蓄積された企業の制度設計・運用に関するノウハウを元に、組織課題に合わせた社内制度の企画・設計・提案を行います。

(Step. 3) 社内制度運用クラウド

社内改善施策の課題として、設計された社内制度が現場に浸透せず、運用施策の自走フェーズに至る前に形骸化してしまうことが挙げられます。「TUNAG」では、そういった事態を防止する仕組みを組み込んだクラウドツールを提供しております。なお、当社のサービスは、アマゾンウェブサービス(AWS)のクラウド上に構築しております。

「TUNAG」のクラウドツール上では、社内制度が一元的に見える化されており、従業員が利用しやすい環境を提供しております。社内制度が利用されたときには、利用した場所、一緒に参加した従業員、写真などの内容がタイムラインに投稿として自動で共有され、それを見た他の社員との新たなコミュニケーションを発生させるとともに、さらなる社内制度の利用を促します。こうして投稿が蓄積されていくことで、次第に、社内文化の構築、浸透が進んでいきます。また、組織単位の運用状況については、人事担当者が直感的に把握することのできる分析ダッシュボードを提供しており、分析ダッシュボードでは施策の活用度合いや各種ランキング、部署役職ごとのセグメント分析などが可能となっています。加えて、チャットやワークフローなどの業務DX機能も備えており、エンゲージメント向上と日々の業務生産性向上の双方に寄与する従業員体験(EX)向上プラットフォームとして機能します。

以上の3つのステップを通じて、社内の様々なステークホルダーが、「TUNAG」を媒介として有機的につながり、組織のエンゲージメント向上につなげていきます。

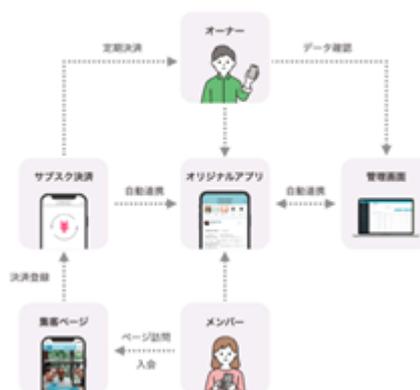
コミュニティエンゲージメント事業（FANTS）

オンラインコミュニティプラットフォーム「FANTS」は、「TUNAG」が保有する組織運営・組織活性化に有用な多数の機能をコミュニティ向けに拡張・再構築し、2020年5月より提供を開始いたしました。

入退会・課金・投稿管理等、オンラインサロンの開設に必要な機能をワンストップで提供するプラットフォームサービスとなっており、プロスポーツチーム、ミュージシャンやアーティスト、タレントや著名人、レジャー施設、YouTuber、協同組合、スクールや習い事など、幅広いカテゴリーのコミュニティにおいて、エンゲージメント構築を支援しております。さらに、継続的な関係を築くコミュニティ運営だけでなく、単発のデジタルコンテンツ販売やオンライン予約・決済を可能にする「サービス販売」機能も提供しており、クリエイターのビジネス展開を幅広く支援する統合プラットフォームへと進化しております。



コミュニティ運営に必要な機能を、
ワンストップで提供



クラウドセキュリティサービス (Watchy)

2023年2月より提供を開始した、クラウドセキュリティサービス「Watchy」は、社用コンピューターの管理・監視により、IT資産管理、情報漏洩対策、労務管理などをサポートするクラウドセキュリティサービスです。企業のDX化と働き方の多様化という2つの大きな社会変化に対応するために、これまでの既存のIT資産管理では実現できていなかった「簡単」「シンプル」「リーズナブル」の3つの特徴を強みとして、情報システム担当者をご不在の企業さまにも不安なく使っていただけるサービスを提供しています。



ご利用まで、わずか3ステップ



(3) 当社のビジネスモデル

「TUNAG」及び「FANTS」はともにクラウド上で提供するサービスの対価を利用期間に応じて受領するサブスクリプションモデルを採用しており、アカウント数に応じた料金体系となっております。月額利用料をストック収益として積み上げていくことで、継続的な顧客接点にもとづくサービスの向上と安定収益基盤の拡大を目指しております。

「TUNAG」につきましては、政府主導で“働き方改革”が推進されている国内において、“エンゲージメント経営支援”という独自の切り口を提案すること、また「組織課題の解決」という企業経営の根幹を事業領域としていくことにより、「TUNAG」はサービス提供開始以降、業種・業態を問わず利用企業数を拡大しております。また、継続ライセンスの蓄積により、売上高ストック比率（「TUNAG」の売上高に占める、利用料やオプション等の月額収益の割合）についても高水準を維持しております。

「FANTS」につきましても、サブスクリプションサービスや国内ソーシャルメディアマーケティングが高い成長性を示している中、注力マーケットの見直し等の戦略変更や、人材採用による体制強化により、運営コミュニティ件数は増加し、売上高の成長性は上昇基調に回帰しています。売上高ストック比率については、従来のレベニューシェア型からサブスクリプション型の料金体系への移行等を推し進めた結果、直近では収益基盤の安定化が顕著に進んでおります。引き続き、運営コミュニティの新規開拓やプロダクトの機能開発を加速化し、幅広いジャンルやカテゴリーでのコミュニティ運営を推進することで、ストック収益を積み上げて収益のさらなる安定化を図り、売上高ストック比率（「FANTS」の売上高に占める、利用料等の月額収益の割合）についても高水準を維持していく方針です。

(利用企業数及び売上高ストック比率の推移)

		2023年				2024年				2025年			
		1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q
TUNAG	利用企業数 (社)	605	651	711	767	819	888	972	1,056	1,116	1,195	1,266	1,344
	売上高ストック 比率(%)	91.6	92.5	92.3	90.5	91.4	90.0	90.5	90.4	89.0	89.3	83.9	85.7
FANTS	利用サロン数 (サロン)	126	130	140	140	136	151	166	187	288	414	490	566
	売上高ストック 比率(%)	67.6	56.7	71.9	78.4	62.7	46.4	48.4	43.7	50.5	51.0	62.9	66.1

(注) 1. 利用企業数及び運営コミュニティ数は各四半期末時点の数となります。また、売上高ストック比率は各四半期会計期間における売上高の合計より算出しております。

2. 「TUNAG」の利用企業数及び売上高ストック比率は、プラットフォーム関連収益に加えて、付帯サービスによる各種収益の規模も拡大してきたため、合算値での収益推移の公表としております。

新規顧客獲得についても、「TUNAG」及び「FANTS」は共通しており、Web広告、イベント出展、架電などの自社の営業活動によるものとパートナー（注4）からの顧客紹介によるものがあります。現時点の契約の大半は自社活動によるものであり、マーケティング活動の強化や導入実績の蓄積により、問い合わせ件数の増加につながっております。パートナーからの顧客紹介については、成約となった場合、月額利用料等の一部を販売手数料として継続的に支払い、更なる顧客紹介につながっております。

(注1) SaaSとは、ソフトウェアをインターネット等のネットワーク経由で、利用者がサービスとして利用する状況を指します。

(注2) エンゲージメントに関する代表的な調査として、以下の2つがあげられます。なお、「エンゲージメント」に関する統一的な定義はないため、「エンゲージメント」「従業員エンゲージメント」など若干表現に差異があります。

アメリカの経営・人事管理コンサルティング会社であるCEB社(Corporate Executive Board)の2004年のレポート「Driving Performance and Retention Through Employee Engagement」によると、従業員エンゲージメントの高い従業員の12ヶ月以内の離職可能性率は1.2%にとどまり、従業員エンゲージメントの低い従業員の離職率は9.2%と高くなっています。

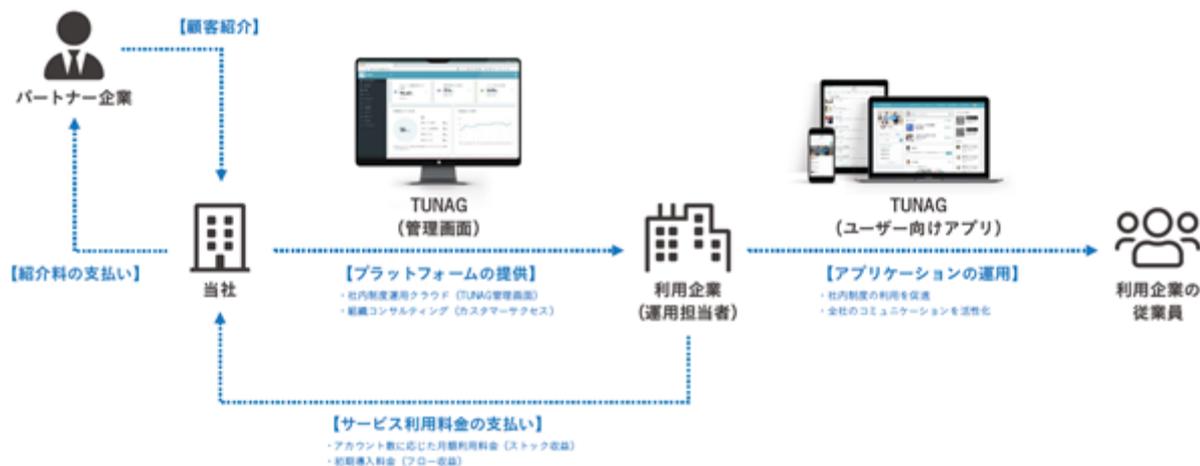
アメリカのコンサルティングファームである2012年のウイリス・タワーズワトソン社の調査

『2012Global Workforce Study』によると、エンゲージメントの低い企業群、エンゲージメントが高い企業群の1年後の業績指標に3倍もの差が見られることが明らかになっています。

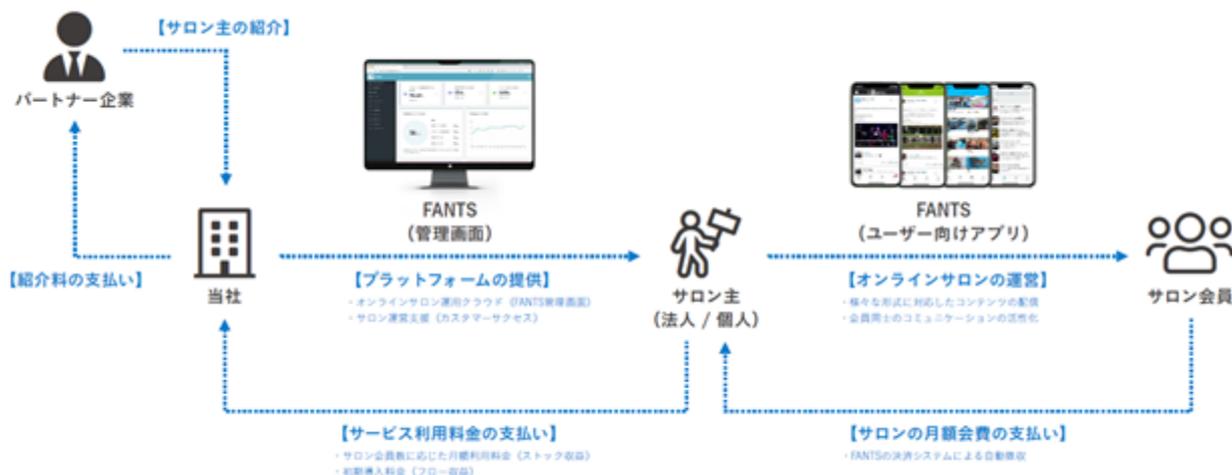
- (注3) 社内制度とは、社内で期待する行動やコミュニケーションを形にしたものの総称であり、感謝の気持ちを送りあう「サンクスメッセージ」や、自らの業務情報を共有する「日報」など、福利厚生に類するものから業務関連のものまで幅広く含み、現在でも多くの企業で実施・運用されています。
- (注4) 「TUNAG」においては業界特化型コンサル企業、採用サービスの営業代理店、ビジネスマッチングを手がける金融機関等、「FANTS」においては芸能事務所や業界関係者等とパートナーシップや事業連携に関する契約を締結しております。

[事業系統図]

エンゲージメントプラットフォーム「TUNAG」



オンラインコミュニティプラットフォーム「FANTS」



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合	関係内容
(連結子会社) 株式会社STAGE (注)	名古屋市中村区	30,000千円	人材紹介事業	100%	運転資金の貸付あり。 役員の兼任あり。
(連結子会社) 株式会社スタジアム (注)	名古屋市中区	50,000千円	コミュニティエン ゲージメント事業	100%	運転資金の貸付あり。 役員の兼任あり。

(注) 特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

2025年12月31日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
従業員エンゲージメント事業	158 (35)
コミュニティエンゲージメント事業	30 (1)
管理部門	10 (1)
合計	198 (37)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は年間平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループは、エンゲージメントプラットフォーム事業を主な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。
3. 事業拡大に伴う採用増により、前連結会計年度末に比べ従業員数が64名増加しております。

(2) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
164 (36)	32.1	1.8	6,634

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は年間平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金等を含んでおります。
3. 当社は、エンゲージメントプラットフォーム事業を主な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。
4. 事業拡大に伴う採用増により、前事業年度末に比べ従業員数が50名増加しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2, 3	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
7.7	71.4	70.4	81.8	194.6	-

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

連結子会社

常時雇用する労働者の数が100人を超えず開示対象外のため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社は、「一人でも多くの人に、感動を届け、幸せを広める。」という理念のもと、「人と組織の力」と「テクノロジーの可能性」を活かしたサービスを展開しています。変化の激しい時代においても、自己変革を恐れず、多様な事業領域に挑戦することで、企業としての社会的意義を果たすことを目指しています。社名に込めた「一人ひとりが、スターのように輝くメンバー」の育成を重視し、ビジョン「人と組織で勝つ会社（Win as One）」のもと、3つの行動指針「Get Things Done（やり遂げる）」「Buff the Team（チームにバフを）」「More and Better（より良く、より早く）」を軸に、成果へのこだわりや挑戦、変化適応力、チームの一体感などを大切にしながら、継続的な企業価値向上に取り組んでいます。

(2) 目標とする経営指標等

持続的な成長を目指していくため、主な経営指標として売上高、営業利益を特に重視しております。また、従業員エンゲージメント事業及びコミュニティエンゲージメント事業はBtoB・SaaS・サブスクリプション型のビジネスモデルであるため、KPI（Key Performance Indicators）として、利用企業数・運営コミュニティ数、利用企業・運営コミュニティの平均月額収益、売上高ストック比率等を重要指標として運営を行っております。

(3) 経営環境及び経営戦略

経営環境につきまして、当社グループが従業員エンゲージメント事業として提供している「TUNAG（ツナグ）」及びコミュニティエンゲージメント事業として提供している「FANTS（ファンツ）」ともに、成長性の高い市場を領域に属していると認識しております。

「TUNAG」につきましては、テクノロジーの進化や働き方に対する価値観の変化が急激に進むこの時代に、事業や会社の長期的な成長を左右するのは「人と組織」の強さと捉えて、企業と従業員、そして従業員同士の相互信頼関係であるエンゲージメントの高い会社作りを推進するサービスを展開しております。特に近年では、人的資本経営への関心の高まりに加え、製造・物流・小売・介護等の「ノンデスクワーカー（現場従事者）」を多く抱える産業において、組織課題の解決やDX（デジタルトランスフォーメーション）に対する需要が急速に拡大しております。

「FANTS」につきましても、SNSの発達によって個人による情報発信の機会が広がる中で、オンラインサロン市場が拡大しております。サロンの開設者としても著名人からSNS上でフォロワーが多い一般人等に広がり、「タレント」「教育・資格」「スポーツ」など多様なジャンルで活用が進んでおります。

また、「TUNAG」が属する国内のSaaSモデルサービス市場は、2023年度に1兆4,000億円を超え、2027年度には2兆990億円へと拡大すると予測されており¹、「FANTS」が属する国内ソーシャルメディアマーケティングの市場規模は、2023年度に1兆600億円を超え、2027年度には1兆7,400億円へと拡大すると予測されております²。

- 1 富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場 2023年版」による。
- 2 サイバー・バズ/デジタルインファクト調べ「2024年国内ソーシャルメディアマーケティングの市場動向調査」による。

国内市場における顧客基盤の拡大

国内市場においては、売上高成長率の最大化を最優先とし、「TUNAG」、「FANTS」の契約企業数・平均MRRの成長を進めてまいります。

「TUNAG」においては、引き続き販売パートナーの開拓や、エンタープライズ企業、労働組合、物流業界等への営業を強化いたします。加えて、認知拡大に向けた広告プロモーションへの投資を継続し、マーケットシェアの拡大と利用企業数の増加を図ることで、早期のARR（年間経常収益）50億円突破を目指してまいります。

「FANTS」においては、当連結会計年度に確立した安定的な収益基盤を土台として、人材採用の加速とプロダクトの機能拡張による体制強化を推進し、オンラインコミュニティ市場でのシェア拡大を図ります。

更なるノウハウの活用

「企業向けのエンゲージメント市場」と「コミュニティ向けのエンゲージメント市場」の2つのエンゲージメント領域で、企業向け、コミュニティ向けの異なる市場を開拓することで、グループで培ったノウハウとテクノロジーを活かした事業展開を推進し、多面的な収益拡大を図ってまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

さらなる成長を実現するため、対処すべき課題は以下のとおりであると認識しております。

人材の確保と組織力の強化

当社グループの持続的な事業継続には、事業拡大に対応できる人材の採用を継続し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。経営理念や行動指針に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、社内のエンゲージメントを高め、社員が早期に活躍できるよう社内施策の整備や環境構築に努めてまいります。また、AIでの業務効率化を行いながら生産効率を意識した増員を進めるとともに、開発部門においては外部パートナーや生成AIを積極的に活用し、生産性の高い開発体制の強化を図ります。

新規契約獲得力とアライアンスの強化

当社グループは、「TUNAG」・「FANTS」それぞれのサービスにおいて、テレマーケティングやダイレクトメールなどの「アウトバウンド活動」と、パートナー開拓や広告プロモーションなどによる「インバウンド活動」を組み合わせながら、営業活動を行っています。今後も営業人員の増員や教育体制の整備を行いながら、マーケティング活動の強化を図ります。特に「TUNAG」においては、新規契約の主要チャネルである大型展示会への出展を継続投資するとともに、需要が拡大している労働組合市場での認知拡大に注力いたします。さらに、紹介・販売・共創といった多面的なパートナー企業とのアライアンス施策を推進し、OEM提供や業界特化型パッケージの開発などを通じて販路拡大を加速させます。

継続率の確保

導入顧客における効果最大化のため、サービス利用を支援するカスタマーサクセス部門の新規採用や教育体制の整備を行うことで、高い継続率の維持に取り組みます。加えて、顧客企業における効果の最大化のみならず、顧客間のネットワークを形成することにより、外部への広告・宣伝効果を創出し、新規顧客の開拓の効率化を図ります。

技術革新への対応とデータ活用

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、顧客ニーズに対応する技術をいち早く取り込むことが競争優位性を維持していく要因となります。当社グループは、外部サービスとの連携を含め、新たな技術を吟味しながらサービス機能の拡充に努めてまいります。特に「TUNAG」においては、日常的な利用を通じて蓄積される膨大な組織内の行動データやアクションデータに対してAIを活用し、組織状態の兆候予測や最適なアクションのリコmendを行うことで、より精度の高い組織改善サービスへの進化を目指します。

情報管理体制

当社グループは、顧客及びその従業員に関する個人情報も多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要な課題であると認識しております。現在も情報管理については細心の注意を払っておりますが、今後も継続して、セキュリティの確保や社内体制の整備を行ってまいります。

事業ポートフォリオの多層化による収益基盤の強化

当社のエンゲージメントプラットフォーム事業は、国内の「働き方改革」や「DX」への注目を背景にサービスを拡大しており、今後もこの傾向は続くものと考えております。今後の技術革新や急速な景気変動に対して、企業を中心とする「TUNAG」とコミュニティを中心とする「FANTS」を軸に事業を展開しておりますが、さらに第3のSaaS事業として「Watchy」を軌道に乗せるとともに、M&A等のインオーガニックな成長も視野に入れ、事業ポートフォリオの多層化を進めます。加えて、「TUNAG」の福利厚生サービスに「FANTS」のコミュニティを連携させるなどの事業間シナジーを創出し、グループ全体で更なる収益基盤の強化を行ってまいります。

利益の定常的な創出と資本効率の向上

当社の収益モデルは、サービスが継続して利用されることで収益が積み上がっていくストック型のビジネスモデルですが、収益を積み上げていくために費用が先行して計上されるという特徴があります。一方で、事業拡大に伴う人件費、採用費、広告宣伝費等の費用については、顧客基盤の拡大に伴い売上高に占める比率を低減させていくことが可能となります。今後も、売上高成長率の最大化を最優先としながらも、成長への事業投資と収益性の向上とのバランスを意識した経営を行うことで、利益を定常的に創出できる体制を目指し、高い成長性と収益性を両立させてまいります。

経営基盤の安定化とコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、中長期的な企業価値および株主価値の向上を目指す上で、事業環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営判断と、それを支える強固で安定的な経営体制の構築が不可欠であると認識しております。

当社の非連続な成長をさらに牽引するためには、代表取締役社長執行役員CEOである大西泰平をはじめとする経営陣の、経営へのコミットメントとインセンティブの一体化を図ることが重要であると考えております。こうした当社の方向性と合致する形で、創業株主である加藤厚史氏と大西泰平との個人間において、加藤氏が保有する当社普通株式を対象とした譲渡予約権（コールオプション）付与契約が締結されております（2024年6月28日公表）。また、これと並行して、大西泰平による加藤氏からの当社普通株式の取得も実施されております（2024年11月27日公表）。

これらの主要株主間における資本移動は、代表取締役に対して当社の業績向上および企業価値向上に向けた強いインセンティブを付与するものです。同時に、現経営陣の持株比率を引き上げることで安定的な経営基盤を確立し、中長期的な視点に立った企業価値向上に資する経営判断を可能にするという、当社が目指す経営体制の強化に資する重要な意義を有しております。当社は安定的な経営体制のもと、コーポレート・ガバナンス体制をさらに強化し、市場の信頼に応える透明性の高い経営を推進してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社では、サステナビリティに関する活動を推進・支援する体制として、CSR委員会を組成しております。CSR委員会は社内の有志のメンバーも加わり、サステナビリティを含むステークホルダーとの関係についてボトムアップ形式で議論を行い、経営陣に対して提案を行っております。

サステナビリティに関する方針については、経営会議及びリスク管理委員会で議論を行い、重要事項については取締役会への報告を行っております。ガバナンスの詳細については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(2) 戦略

当社グループは、CSR活動を支える指針として「会社の状況や特性にあった継続可能な活動であること」、「社員が積極的に関与し、考える活動であること」、「三大経営資源のどれか一つに偏らない活動であること」の3つの基本方針を定めております。ステークホルダーの皆さまからの信頼とご支持を、持続的な成長への礎とするため、基本方針を遵守し活動を推進しております。また、持続可能な社会の実現に向けた具体的な取り組みは以下の通りです。

1 環境

当社は、持続可能な社会の実現に向けて、事業活動を通じた自然環境保護を推進してまいります。オフィスには高機能繊維と木材のハイブリッド素材「LIVELY WOOD」が採用され、主要構造には愛知県東三河産の木材を使用したオフィスで環境に配慮しております。また、環境保護の観点から、紙類の使用を削減するペーパーレス化を推進しています。

2 人的資本

当社グループは、人と組織の強さを示す「エンゲージメント」を、「会社と従業員および従業員同士の信頼関係」と定義し、人と組織が持続的に成長できる人材育成の仕組みを構築しています。多様な価値観や経験・才能を有した人材が集まり、相互に信頼しながら一人ひとりが最大限のパフォーマンスを発揮できる組織を目指し、以下の取り組みを推進しております。

エンゲージメントの醸成と組織力の強化

自社開発の従業員サーベイ「TERAS」を年2回実施して組織状態を可視化し、各部での話し合いや改善活動に役立てています。また、自社サービス「TUNAG」を社内でも積極的に活用し、制度運用やリアルタイムな情報共有を行うことでコミュニケーションを促進しています。さらに、拠点を超えて称え合う相互称賛の象徴「スタカネ」の設置や、半期ごとに活躍したメンバーを表彰する「スタメンアワード」の実施を通じて、成長機会を最大化する文化を構築しています。

DE&Iの推進と多様な人材が活躍できる環境整備

ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン(DE&I)を推進し、性別や国籍、障がいの有無等の属性を問わず、多様な個性や才能に公正に向き合う採用・人事評価を行っています。多様な人材が働きやすい環境を目指し、フレックス制度の導入や、ライフイベントに応じた時短勤務・リモートワークの柔軟な調整、入社初日からの有給休暇付与などを実施しています。

また、人材の活躍・育成を推進するため、「無限書籍購入制度」「カンファレンスマるっと参加補助制度」「資格取得補助制度」などの積極的な自己研鑽支援のほか、新卒入社研修や新任管理職研修、1on1制度等を通じて、社員の自律的な成長を後押ししています。

社会全体のエンゲージメント向上への寄与

社外に向けた取り組みとしては、「TUNAG」を活用し、エンゲージメント向上に成果を上げた企業を表彰する「エンゲージメントアワード」を毎年開催しています。先進的で効果的な組織改善の取り組みを広く社会にシェアし称えることで、国内企業全体の「働きがい」と「生産性」の向上に寄与しています。

(3) リスク管理

当社グループにおいては、サステナビリティに関するリスクについては経営会議及びリスク管理委員会で議論を行い、重要事項については取締役会への報告を行っております。詳細は、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社は、上記「戦略」において記載しました、持続可能な社会の実現に向けた具体的な取り組みの指標として、「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン」に対応したKPIを設定し、進捗を管理しています。当該指標に関する目標及び実績は次のとおりであります。

指標	目標	実績(当事業年度)
有給休暇取得率	2028年12月までに60%	69.1%
男性労働者の育児休業取得率	2028年12月までに60%	71.4%
女性労働者の育児休業取得率	2028年12月までに100%	100%

(注) 1. 上記の指標は提出会社のものであり、連結子会社は含まれておりません。

2. 人的資本に関する指標である、管理職に占める女性労働者の割合、労働者の男女の賃金の差異の実績につきましては、「第1 企業の概況 5 従業員の状況(4)管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載のとおりであります。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスク

経営環境の変化について

当社グループが運営するエンゲージメントプラットフォーム事業は企業を主要顧客としており、働き方改革やDX推進などのITに関する投資マインドの向上により、顧客企業を増やしてまいりましたが、顧客企業のIT投資マインドが減退するような場合には、新規契約数の減少をはじめ、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

当社グループが事業展開しているインターネット・SaaS業界は、常に急速な技術革新や新サービスの登場が頻繁に生じる業界であります。近年では、生成AI等の新たなテクノロジーの台頭により、ソフトウェア開発の障壁が下がり、市場環境が急激に変化する可能性（いわゆるサービスの陳腐化リスク）が顕在化しつつあります。当社グループにおいても、最新の技術動向を継続的に注視するとともに、自社のプロダクト開発において生成AIをはじめとする最新技術や外部パートナーを積極的に活用し、サービスの機能拡充と開発の生産性向上に努めております。しかしながら、技術革新の変化に適時かつ適切に対応できない場合、または変化への対応のためにシステム投資や人件費等多くの費用を要する場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

競合について

当社グループが運営するエンゲージメントプラットフォーム「TUNAG」を提供する人事領域において、クラウドサービスを提供する競合企業が大手・中小問わず増え続けております。さらに今後は、AI技術を活用したスタートアップ企業等により、当社グループの提供するサービスと同等、または代替となり得るサービスが低コストかつ短期間で開発・提供され、予期しない競合の登場や価格競争の激化を招く可能性もあります。このような環境下において、「TUNAG」は「組織課題の解決」をソリューションとしており、育成、人事、労務管理、採用といった顧客側で導入されている人事領域のサービスとは直接競合せず、かつ連携する形で導入を推進することができると当社は考えております。

例えば、他社の組織診断結果を元にした社内制度の導入、趣味嗜好等も盛り込んだ人材データベースの構築、日報・勤怠報告の運用、リファラル採用等の協力を発信等

一方で、今後はAI技術を活用したスタートアップ企業等により、当社グループの提供するサービスと同等、または代替となり得るサービスが低コストかつ短期間で開発・提供され、予期しない競合の登場や価格競争の激化を招く可能性もあります。これに対し、当社グループがメインターゲットとするノンデスクワーカー市場においては、複数のITツールを使い分けるハードルが高いという特性があるため、エンゲージメント領域から業務DX領域までを「ワンストップ」でカバーできる統合型プラットフォームとしての利便性をさらに追求してまいります。加えて、ソフトウェアの提供にとどまらず、これまで蓄積した組織改善のノウハウを活かしたカスタマーサクセスによる伴走支援や、採用・人事領域のプロフェッショナルサービス（BPaaS展開）など、テクノロジーと「人的支援」を掛け合わせた複合的な付加価値を提供することで、AIツール単体では容易に代替できない強固な競争優位性の構築を図ってまいります。しかしながら、他社による類似サービス提供や新たな技術を用いた代替サービスの台頭等により当社の競争優位性が低下し、新規契約数の減少や既存顧客の解約数が増加した場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

感染症や自然災害について

当社グループが運営するエンゲージメントプラットフォーム事業は、企業の従業員やコミュニティの会員が利用するサービスであるため、新たな感染症の拡大や自然災害により、顧客及び当社グループ従業員における勤務状況の変化や顧客企業・団体の経営状況が悪化した場合、新規導入の延期や中止等につながる可能性があります。また、展示会の中止や顧客への訪問制限など、営業活動に影響を及ぼす可能性があります。当事業がストック型の収益モデルであることに加え、有事の際にもサービスの提供や営業活動を行うことのできる体制整備、新規事業による収益源の多様化により、リスクの低減を進めておりますが、想定を超える災害等が発生した場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

為替相場の変動について

当社グループが提供する各サービスは、アマゾンウェブサービス（AWS）等の海外事業者が提供するクラウドインフラ上に構築されております。また、新規顧客獲得のためのWeb広告等のマーケティング活動や、業務遂行に用いる各種ソフトウェアツールにおいても、外貨建てまたは為替相場に連動して利用料金が決定される取引が存在しております。

様々なマクロ経済要因により為替相場が大きく変動し、想定を超える水準で円安が進行した場合、円換算でのクラウドインフラ利用料（売上原価）や広告宣伝費等（販売費及び一般管理費）のコストが増加することになります。当社グループでは、システム構成の最適化による運用効率の向上や継続的なコスト削減に努めておりますが、マクロ環境による為替変動リスクを完全に回避することは困難であり、円安の進行が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容及び当社グループサービスに関するリスク

解約について

当社グループサービスの利用企業に対するサブスクリプション型の売上ににつきまして増加傾向を続けておりますが、顧客企業の利用状況や経営環境の変化などの理由により、毎年一定の解約が発生しております。予算及び事業計画においても一定の解約数を織り込んでおりますが、想定を超える解約が発生した場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

特定の製品への依存について

当社グループの売上高の大部分が、エンゲージメントプラットフォーム「TUNAG」により構成されております。オンラインコミュニティプラットフォーム「FANTS」の提供や新規事業を通じて「TUNAG」に依存しない収益基盤の構築を進めてまいりますが、上記(1)のとおり環境変化や技術革新、競合企業の新規参入などにより同事業の業績が悪化した場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

システムトラブルについて

当社グループが顧客に提供しているアプリケーションは、クラウドという特性上、インターネットを經由して行われており、インターネットに接続するための通信ネットワークやインフラストラクチャーに依存しております。安定的なサービスの運営を行うために、サーバー環境の増強、セキュリティの強化、システム管理体制の構築等により、システム障害に対する備えをしております。しかしながら、大規模なプログラム不良や自然災害、事故、不正アクセス、その他何らかの要因によりシステム障害やネットワークの切断等予測不能なトラブルが発生した場合には、社会的信用の失墜等により、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

重大な不具合について

当社グループの提供するソフトウェアはアップデートを継続的に実施しており、厳しい品質チェックを行った上で顧客への提供を行っておりますが、提供後に重大な不具合（バグ等）が生じ、信用の失墜、損害賠償責任が発生した場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

情報管理体制について

当社グループでは、業務に付随して顧客企業に関する個人情報を含む多数の情報資産を取り扱うため、役員及び従業員に対して情報セキュリティに関する教育研修を実施しております。また、個人情報に関しては、プライバシーマークを取得し、個人情報の保護に関するマネジメントシステムを整備・運営するとともに、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際標準規格「ISO/IEC 27001:2022」の認証を取得し、その他の情報資産及びグループ各社においてもこれらの運用を準用するなど、情報管理体制の強化に努めております。しかしながら、何らかの理由により重要な情報資産が外部に漏洩するような場合には、当社の社会的信用の失墜、損害賠償責任の発生等により、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

広告宣伝活動等の投資について

当社グループの各事業において、新規顧客の獲得は重要な活動であり、認知度の向上及び潜在顧客層の開拓のため広告宣伝活動を実施してまいりました。媒体の選定に際しては、効果の予測および検証を行った上で慎重に実施しておりますが、想定した広告効果が得られず、新規顧客の獲得が計画通りに進まない可能性があります。また、広告宣伝費の増加により、短期的には当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

また、テレビCMやタクシー広告などのマスメディアを活用した広告施策は、社会的反響やブランドイメージに影響を及ぼす可能性があり、広告表現や内容に関するリスクも考慮する必要があります。万一、当社グループの広告表現等が社会的に否定的な評価を受けた場合、ブランド価値の毀損や顧客の信用低下を招く可能性があります。

新規事業について

当社グループはこれまで主として人事領域に事業展開をしてまいりましたが、事業規模の拡大と収益源の多様化に向けて人事以外の領域において新規事業を行っていく可能性があります。ただし、新規事業につきましても、予め成長性やリスクを十分に調査・検討し実行してまいりますが、安定収益を創出するには一定の期間と投資を要することが予想され、全体の利益率を低下させる可能性があります。また、新規事業が想定していた成果を上げることができなかった場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスク

人材の確保や育成

当社グループが今後事業を拡大していくためには、人材の確保、育成が重要であると認識しております。しかしながら、当社グループが求める優秀な人材の採用が滞る、社内の人材の流出が進むといった場合には、新規顧客の営業活動の減少や既存顧客へのサービス水準の低下などにより、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制の構築について

当社グループは、健全な成長を続けるためには、コーポレートガバナンスと内部管理体制をさらに強化する必要があると認識しております。コーポレートガバナンスに関しては、経営の効率性、健全性を確保すべく、監査等委員会の設置や内部監査及び内部統制システムの整備によりその強化を図っておりますが、事業の拡大ベースに応じた人員増強や育成、体制の構築に遅れが生じた場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制及び知的財産権等に関するリスク

知的財産権について

当社グループは、提供するサービスの名称につき商標登録を行っており、将来実施していくサービスについても同様に商標登録を行っていく方針であります。また、他社の知的財産権につきましても、侵害のないよう顧問弁護士等と連携し対応を講じております。しかしながら、当社グループの知的財産権の侵害や当社の他社知的財産権の侵害を把握しきれずに、何らかの法的措置等が発生した場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

個人情報保護について

当社グループは、提供するサービスに関連して個人情報を取り扱っているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。当社グループは、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用や改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、アクセスできる社員を限定するとともに、「個人情報保護規程」等を制定し、全従業員を対象とした社内教育を徹底する等、同法及び関連法令並びに当社に適用される関連ガイドラインを遵守しております。

また、当社はプライバシーマークを取得するとともに、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際標準規格「ISO/IEC 27001:2022」の認証を取得し、個人情報を含む情報資産の管理体制を強化しております。グループ各社においても、これらの運用を準用する等、個人情報保護に関するマネジメントシステムを整備・運営しております。しかしながら、何らかの理由により当社グループが保有する個人情報等に漏洩、改ざん、不正使用等が発生した場合、当社グループの社会的信用の失墜、損害賠償責任の発生等により、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

その他訴訟等について

当社グループは本書提出日現在において、重大な訴訟を提起されている事実はございませんが、事業活動の遂行過程において、取引先及び従業員等により提起される訴訟その他の法的手続の当事者となるリスクを有しています。これらの手続は結果の予測が困難であり、事業活動に影響を及ぼす可能性があります。さらに、これらの手続において当社グループの責任を問うような判断がなされた場合には、社会的信用の毀損や多額の費用の発生により、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループがプラットフォーム事業を行う中で、サービス利用者による法令や公序良俗に反するコンテンツの設置等の不適切な行為が行われる場合、問題となる行為を行った当事者だけでなく、取引の場を提供する者として責任追及がなされる可能性があります。

(5) その他

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、役員及び従業員等に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しており、当連結会計年度末現在における発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は1.0%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

資本政策および役員に対する長期貸付金について

当社の代表取締役社長執行役員CEOである大西泰平は、強固な経営体制の確立ならびにインセンティブと中長期的な業績向上へのコミットメントの一体化を目的として、創業株主である加藤厚史氏との間で、同氏が保有する当社普通株式を対象とした譲渡予約権（コールオプション）付与契約を締結しております（2024年6月28日公表）。本契約は、当社の業績向上を通じた株主価値の最大化と、経営陣の持株比率向上による経営基盤の安定化に資するものと認識しております。しかしながら、将来の業績推移や株価動向等、何らかの事由により当該譲渡予約権が行使されなかった場合、想定していたインセンティブ効果や安定的な経営体制の構築が十分に実現されない可能性があります。

また、当社は資本政策の一環として実施した大西泰平による加藤厚史氏からの当社株式取得（2024年11月27日公表）のための資金に充当することを目的として、同氏に対し総額550,000千円の金銭貸付を実施しております。本貸付に関しては、貸付契約に基づき適正な利率および返済スケジュールを設定するとともに、担保として同氏が保有する当社株式に対する質権設定を行っております。しかしながら、当社株式の市場価格の大幅な変動等により、担保価値が貸付債権を下回る場合には、貸倒引当金の計上が必要となり、当社のキャッシュ・フローおよび財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、本件についてはコーポレート・ガバナンスおよび適切なリスク管理の観点から、取締役会等において適宜審議・監督を行い、定期的なモニタリングを実施するなど透明性の確保に努めておりますが、将来の市場区分の変更審査等において、ガバナンス上の観点から早期解消等を求められるリスクも内包しております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。なお、当社グループは、エンゲージメントプラットフォーム事業を主な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

財政状態の状況

（資産）

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べて286,728千円増加し、2,452,277千円となりました。これは、主に現金及び預金が31,999千円減少した一方で、売掛金が231,146千円、その他の流動資産が46,959千円増加したことによるものであります。

（負債）

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末に比べて95,397千円増加し、915,362千円となりました。これは、主に未払法人税等が58,940千円減少した一方で、その他の流動負債が79,806千円、未払金が55,380千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べ191,330千円増加し、1,536,914千円となりました。これは、主に親会社株主に帰属する当期純利益の計上及び剰余金の配当の支払いにより、利益剰余金が173,168千円増加したことによるものであります。

経営成績の状況

当社が属するHR Techサービス領域については、生産年齢人口の減少に伴う慢性的な人手不足や、人的資本経営への関心の高まりを背景に、企業における組織課題の解決やDX（デジタルトランスフォーメーション）に対する需要が引き続き拡大しております。加えて、生成AIやRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の活用拡大や、多様な働き方への対応ニーズの高まりも相まって、HR Techの重要性は一層増しています。

当社グループ（当社及び連結子会社）は、「一人でも多くの人に、感動を届け、幸せを広める。」という当社の経営理念をグループビジョンとして、主要サービスであるエンゲージメントプラットフォーム「TUNAG（ツナグ）」及びオンラインコミュニティプラットフォーム「FANTS（ファンツ）」を事業軸として事業拡大を進めております。また、意思決定の迅速化のため、100%子会社である「株式会社スタジアム」を2023年1月に設立し、「FANTS」の更なる事業展開を進めております。2023年2月にはクラウドセキュリティサービス「Watchy（ウォッチャー）」の提供を開始しました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は売上高3,817,816千円（前連結会計年度末比41.8%増）、営業利益291,225千円（前連結会計年度末比29.6%増）、経常利益298,374千円（前連結会計年度末比32.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益208,147千円（前連結会計年度末比51.6%増）となりました。

（従業員エンゲージメント事業「TUNAG（ツナグ）」）

従業員エンゲージメント事業は、Webマーケティングの強化やWeb商談の活用により、潜在的な需要へのアプローチに注力してきました。また、利用企業向けオンラインイベントの開催などによるカスタマーサクセスの強化、展示会への出展や金融機関・多様なパートナー企業との連携を通じた販路拡大・ビジネスマッチングにも取り組んでいます。その結果、エンゲージメントプラットフォーム「TUNAG」は堅調に成長を続け、ARR（年間経常収益）は30億円を突破いたしました。2025年12月末時点での利用企業数は1,344社（前連結会計年度末比288社増）、平均MRRは202千円（前連結会計年度末比6千円増）となりました。

(コミュニティエンゲージメント事業「FANTS(ファンツ)」)

コミュニティエンゲージメント事業におきましては、「TUNAG」が保有する組織運営ノウハウを拡張したオンラインコミュニティプラットフォーム「FANTS」の提供を行っております。当期においては、中長期的な成長基盤を確立すべく、従来のレベニューシェア型からサブスクリプション型の料金体系へ移行するとともに、継続的な利用を前提とした契約形態へ変更することで、収益基盤の安定化と強化を図りました。また、営業体制や顧客支援体制の強化により、インフルエンサーやスクール事業者など、より事業意欲の高い顧客層への導入が加速いたしました。その結果、オンラインコミュニティプラットフォーム「FANTS」の2025年12月末時点での運営コミュニティ数は566件(前連結会計年度末比379件増)、平均MRRは58千円(前連結会計年度末比2千円増)となりました。

(注)平均MRR：対象月末時点における月額利用料の合計を利用企業数、運営コミュニティ件数で除した金額です。一時的な売上高は含みません。なお、MRRについては、従来プラットフォーム関連収益のみとしておりましたが、付帯サービスによる各種収益の規模が拡大してきたため、2025年第2四半期より、過去の数値も含めてこれらの収益を合算した形で公表しています。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末に比べ18,000千円増加し、1,105,781千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は962千円(前年同期は391,850千円の獲得)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益299,183千円を計上したこと、及び未払金の増加額63,626千円があった一方で、「TUNAG」の初期導入料金及び月額利用料金の回収条件を前月末回収もしくは当月末回収から翌月末回収へ変更したことにより売上債権の増加額233,425千円があったこと、及び過年度の繰越欠損金の解消により当期において法人税等の支払額155,866千円があったことによるものであります。なお、債権の回収条件の変更によるキャッシュ・フローへの影響は一時的なものであり、翌連結会計年度以降は営業キャッシュ・フローの改善を見込んでおります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は27,294千円(前年同期は310,597千円の使用)となりました。これは、定期預金の払戻による収入50,000千円や差入保証金の回収による収入22,770千円があった一方で、差入保証金の差入による支出54,402千円、有形固定資産の取得による支出44,062千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は44,333千円(前年同期は37,149千円の使用)となりました。これは主に、長期借入れによる収入100,000千円があった一方で、配当金の支払額35,001千円、長期借入金の返済による支出28,346千円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 販売実績

販売実績は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
金額(千円)	前年同期比(%)
3,817,816	141.8

- (注) 1. 当社グループは、エンゲージメントプラットフォーム事業を主な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りとは異なる場合があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載しております。

経営成績の分析

当連結会計年度における経営成績の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」をご参照ください。

財政状態の分析

当連結会計年度における財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」をご参照ください。

経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、人件費、広告宣伝費等の営業費用であり、投資を目的とした資金需要は定期預金の預入等によるものであります。運転資金は自己資金を基本としており、当連結会計年度末における借入金残高は90,012千円となっております。

経営方針、経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標等」に記載の通り、売上高、営業利益、利用企業数・運営コミュニティ数、利用企業・運営コミュニティの平均月額収益、売上高ストック比率等を重要指標としております。

(利用企業数・運営コミュニティ数及び利用企業・運営コミュニティの平均月額収益)

「TUNAG」においては、新規顧客獲得活動および利用企業におけるアップセル等により、利用企業数及び利用企業の平均月額収益ともに四半期ごとに安定的に増加いたしました。

(利用企業数：1,344社 平均月額収益：202千円)

「FANTS」においては、新規顧客獲得活動により、運営コミュニティ数が順調に増加していることに加え、オプションの拡充や伴走支援の強化により、平均月額収益が増加いたしました。

(運営コミュニティ数：566件 平均月額収益58千円)

(売上高ストック比率)

「TUNAG」において、売上高ストック比率は引き続き高水準を維持しており、当連結会計年度において85.7%となっております。今後もストック比率は高止まりが継続する見込みであり、強固で安定的な収益基盤として当社の成長を牽引してまいります。

「FANTS」においては、従来のレベニューシェア型からサブスクリプション型の料金体系へ移行するとともに、継続的な利用を前提とした契約形態へ変更した結果、当連結会計年度におけるストック比率は66.1% (前連結会計年度は43.7%) と大幅に上昇し、収益基盤の安定化が顕著に進んでおります。今後も新規コミュニティの獲得と既存コミュニティの継続的な支援を両輪で推進してストック収益の積み上げを図りつつ、単発のサービス販売等も組み合わせることで、収益の安定化と高成長の両立を目指してまいります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は45,662千円（建設仮勘定含む。）であり、その主な内容は備品購入費用及び名古屋本社拡張にかかる費用であります。また、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

なお、当社グループは、エンゲージメントプラットフォーム事業を主な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社グループにおける主要な設備は以下のとおりです。

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
		建物 (千円)	構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウエ ア(千円)	差入保証金 (千円)	合計 (千円)	
名古屋オフィス (愛知県名古屋市中村区)	事務所等	89,254	1,019	31,576	4,858	40,556	167,264	80(20)
東京オフィス (東京都千代田区)	事務所等	-	-	734	-	54,402	55,136	84(16)

(注) 1. 名古屋オフィスは賃借しており、上記オフィスにおける年間支払賃借料は52,105千円であります。

東京オフィスは賃借しており、上記オフィスにおける年間支払賃借料は110,768千円であります。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間平均人員を（）内にて外数で記載しております。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 当社グループは、エンゲージメントプラットフォーム事業を主な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウエ ア(千円)	差入保証金 (千円)	合計 (千円)	
株式会社スタジアム	本社 (愛知県名古屋市中区)	事務所等	17,745	6,960	4,287	-	28,992	34(1)

(注) 1. 本社の建物は賃借しており、上記オフィスにおける年間支払賃借料は13,687千円であります。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間平均人員を（）内にて外数で記載しております。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、計画策定に当たっては提出会社にて取りまとめ及び調整を図っております。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,000,000
計	28,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年3月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,781,500	8,781,500	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数 100株
計	8,781,500	8,781,500	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】
【ストックオプション制度の内容】
第1回新株予約権

決議年月日	2017年5月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 8
新株予約権の数(個)	2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)1、5
新株予約権の行使期間	2019年6月1日から2027年5月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)2、3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合・無償割当の比率

上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえで、行使価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

2. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。

「3. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

3. 新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。
- 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
- 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

4. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - b. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - c. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
 - d. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
（注）1に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
 - e. 交付される新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - f. 交付する新株予約権の行使の条件
（注）2に準じて決定する。
 - g. 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - h. 譲渡制限
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
 - i. 当該新株予約権の割当に関する事項
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。
5. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株を1,000株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2018年3月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2、当社従業員 12
新株予約権の数(個)	12
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)1、5
新株予約権の行使期間	2020年3月27日から2028年3月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)2、3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合・無償割当の比率

上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえで、行使価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

2. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。

「3. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

3. 新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- a. 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- b. 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。
- c. 新株予約権者が権利行使期間満前に死亡した場合。
- d. 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- e. 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- f. 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- g. 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

4. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - b. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - c. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
 - d. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
（注）1に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
 - e. 交付される新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - f. 交付する新株予約権の行使の条件
（注）2に準じて決定する。
 - g. 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - h. 譲渡制限
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
 - i. 当該新株予約権の割当に関する事項
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。
5. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株を1,000株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権

決議年月日	2018年8月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5
新株予約権の数(個)	5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)1、5
新株予約権の行使期間	2020年8月6日から2028年8月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)2、3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合・無償割当の比率

上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえで、行使価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

2. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。

「3. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

3. 新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- a. 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- b. 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。
- c. 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
- d. 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- e. 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- f. 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- g. 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

4. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - b. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - c. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
 - d. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
（注）1に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
 - e. 交付される新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - f. 交付する新株予約権の行使の条件
（注）2に準じて決定する。
 - g. 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - h. 譲渡制限
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
 - i. 当該新株予約権の割当に関する事項
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。
5. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株を1,000株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2018年12月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 8
新株予約権の数(個)	5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式5,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)1、5
新株予約権の行使期間	2020年8月6日から2028年8月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)2、3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合・無償割当の比率

上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

2. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。

「3. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

3. 新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- a. 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- b. 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。
- c. 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
- d. 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- e. 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- f. 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- g. 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

4. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - b. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - c. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
 - d. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
（注）1に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
 - e. 交付される新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - f. 交付する新株予約権の行使の条件
（注）2に準じて決定する。
 - g. 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - h. 譲渡制限
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
 - i. 当該新株予約権の割当に関する事項
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。
5. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株を1,000株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権

決議年月日	2019年4月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 32
新株予約権の数(個)	6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)1、5
新株予約権の行使期間	2021年3月25日から2029年3月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)2、3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合・無償割当の比率

上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえで、行使価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

2. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。

「3. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

3. 新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- a. 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- b. 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。
- c. 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
- d. 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- e. 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- f. 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- g. 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

4. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - b. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - c. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
 - d. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
（注）1に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
 - e. 交付される新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - f. 交付する新株予約権の行使の条件
（注）2に準じて決定する。
 - g. 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - h. 譲渡制限
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
 - i. 当該新株予約権の割当に関する事項
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。
5. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株を1,000株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権

決議年月日	2019年8月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 15
新株予約権の数(個)	6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)1、5
新株予約権の行使期間	2021年3月25日から2029年3月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)2、3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合・無償割当の比率

上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえで、行使価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

2. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。

「3. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

3. 新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- a. 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- b. 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。
- c. 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
- d. 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- e. 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- f. 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- g. 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

4. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - b. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - c. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
 - d. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
（注）1に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
 - e. 交付される新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - f. 交付する新株予約権の行使の条件
（注）2に準じて決定する。
 - g. 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - h. 譲渡制限
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
 - i. 当該新株予約権の割当に関する事項
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。
5. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株を1,000株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権

決議年月日	2020年7月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 34
新株予約権の数(個)	15
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)1、5
新株予約権の行使期間	2022年7月14日から2030年7月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)2、3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合・無償割当の比率

上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえで、行使価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

2. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。

「3. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

3. 新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- a. 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- b. 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。
- c. 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
- d. 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- e. 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- f. 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- g. 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

4. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - b. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - c. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
 - d. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
（注）1に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
 - e. 交付される新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - f. 交付する新株予約権の行使の条件
（注）2に準じて決定する。
 - g. 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - h. 譲渡制限
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
 - i. 当該新株予約権の割当に関する事項
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。
5. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株を1,000株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権

決議年月日	2021年8月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4、当社従業員 37
新株予約権の数(個)	310
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 31,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,007(注)1
新株予約権の行使期間	2024年9月14日から2031年9月13日まで
新株予約権の行使の条件	(注)2、3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合・無償割当の比率

上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

2. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。

「3. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

3. 新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。
- 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
- 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

4. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - b. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - c. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
 - d. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
（注）1に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
 - e. 交付される新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - f. 交付する新株予約権の行使の条件
（注）2に準じて決定する。
 - g. 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - h. 譲渡制限
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
 - i. 当該新株予約権の割当に関する事項
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。

第9回新株予約権

決議年月日	2022年11月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3
新株予約権の数（個）	800
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 80,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	718（注）1
新株予約権の行使期間	2025年12月1日から2032年11月13日まで
新株予約権の行使の条件	（注）2、3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2026年2月28日）において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合・無償割当の比率

上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

2．新株予約権の行使条件は以下のとおり。

各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。

「3．新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

3．新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査等委員、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。
- 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
- 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

4. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - b. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - c. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
 - d. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
（注）1に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
 - e. 交付される新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - f. 交付する新株予約権の行使の条件
（注）2に準じて決定する。
 - g. 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - h. 譲渡制限
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
 - i. 当該新株予約権の割当に関する事項
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。

第10回新株予約権

決議年月日	2024年4月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1、当社従業員 6
新株予約権の数(個)	510
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 51,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	702(注)1
新株予約権の行使期間	2027年4月30日から2034年4月11日まで
新株予約権の行使の条件	(注)2、3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合・無償割当の比率

上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

2. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。

「3. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

3. 新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査等委員、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。
- 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
- 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

4. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - b. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - c. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
 - d. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
（注）1に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
 - e. 交付される新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - f. 交付する新株予約権の行使の条件
（注）2に準じて決定する。
 - g. 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - h. 譲渡制限
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
 - i. 当該新株予約権の割当に関する事項
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年1月1日～ 2021年12月31日 (注)1	普通株式 7,000	普通株式 8,432,000	700	608,000	700	548,000
2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注)1	普通株式 24,000	普通株式 8,456,000	2,400	610,400	2,400	550,400
2023年1月1日～ 2023年5月11日 (注)1	普通株式 61,000	普通株式 8,517,000	6,100	616,500	6,100	556,500
2023年5月12日 (注)2	-	普通株式 8,517,000	560,400	56,100	-	556,500
2023年5月13日～ 2023年12月31日 (注)1	普通株式 154,000	普通株式 8,671,000	15,400	71,500	15,400	571,900
2024年1月1日～ 2024年12月31日 (注)1	普通株式 74,000	普通株式 8,745,000	7,400	78,900	7,400	579,300
2025年1月1日～ 2025年12月31日 (注)1	普通株式 36,500	普通株式 8,781,500	3,851	82,751	3,851	583,151

(注)1. 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。

2. 2023年3月24日開催の定時株主総会において、資本金の額の減少に関する議案を決議したことにより、資本金の額560,400千円を取崩し、その他資本剰余金に振り替えております。

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	15	35	25	8	2,568	2,654	-
所有株式数(単元)	-	3,009	4,196	11,423	16,591	25	52,544	87,788	2,700
所有株式数の割合(%)	-	3.43	4.78	13.01	18.90	0.03	59.85	100.00	-

(注) 自己株式136株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に36株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
大西 泰平	愛知県名古屋市千種区	1,575,000	17.94
加藤 厚史	岐阜県羽島郡笠松町	1,200,000	13.67
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関3丁目2番5号)	913,100	10.40
株式会社スターフロンツ	愛知県名古屋市西区名駅1丁目1-17	370,300	4.22
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13-1)	360,600	4.11
株式会社JOM	岐阜県羽島郡岐南町上印食8丁目111番地	200,000	2.28
株式会社ライフワーク	愛知県名古屋市中区栄3丁目2-3	200,000	2.28
株式会社YMS	岐阜県羽島郡岐南町上印食8丁目111番地	200,000	2.28
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	154,463	1.76
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	144,500	1.65
計	-	5,317,963	60.56

(注) 1. 第2位の加藤厚史氏は、第4位の株式会社スターフロンツ、第6位の株式会社JOM、第8位の株式会社YMSの所有株式を実質的に保有しております。

2. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は144,500株であり、その内訳は投資信託設定分144,500株となっております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,778,700	87,787	-
単元未満株式	普通株式 2,700	-	-
発行済株式総数	8,781,500	-	-
総株主の議決権	-	87,787	-

(注)単元未満株式の欄には、自己株式が36株含まれております。

【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社スタメン	愛知県名古屋市中村区下広井町一丁目14-8	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	26	22,220
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	136	-	136	-

(注) 当期間における保有自己株式には2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の1つとして位置付けており、将来の事業拡大と財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的・継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。その方針のもと、配当性向30%を目標として、利益還元を継続的に実施できるよう努めてまいります。剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、配当期間における配当を取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

なお、内部留保資金につきましては、今後の事業展開や経営環境の変化に対応していくための、技術・採用・広告宣伝・新規事業への投資等に有効活用していきたいと考えております。

当事業年度の配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の経営環境、将来のための成長投資等を総合的に判断し、1株当たり6円としました。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2026年3月4日 取締役会	52,688	6.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

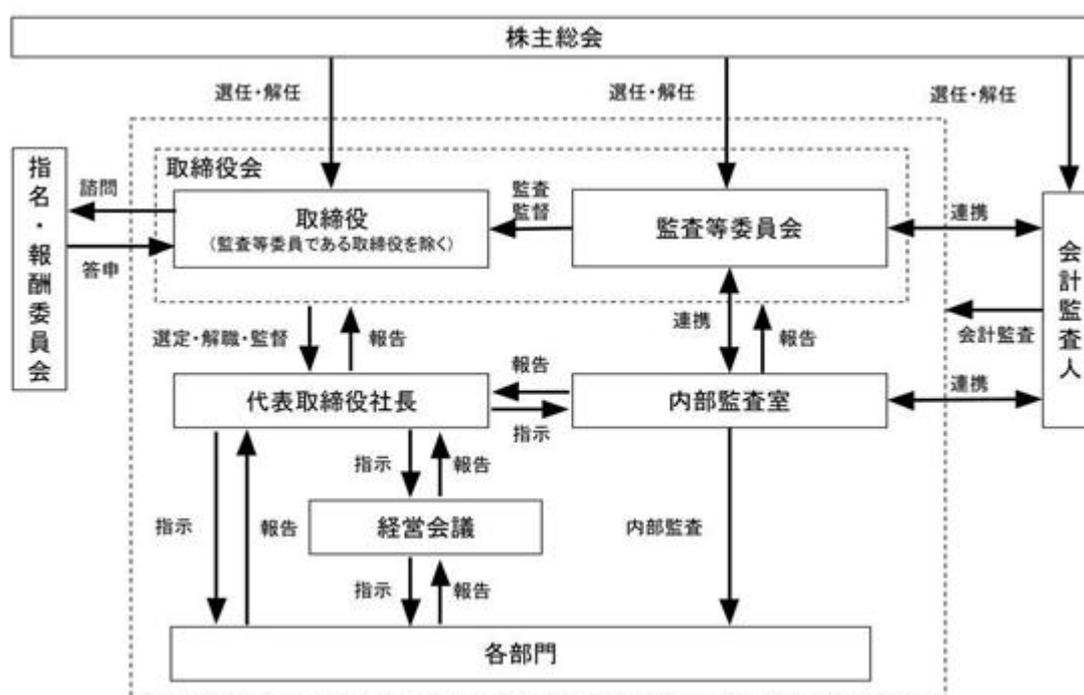
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と社会への貢献を目指していく中で、迅速かつ透明性ある意思決定を行っていくことが重要であると認識しております。その認識のもと、企業規模の拡大に合わせた意思決定体制の構築、及び経営陣・全社員へのコンプライアンスの徹底を行い、株主、取引先、従業員等のすべてのステークホルダーに対する利益の最大化を図ります。

企業統治の体制及びその体制を採用する理由

当社は、経営の監督機能を強化と迅速かつ効率的な意思決定を両立していくため、2022年3月25日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会を設置し、監査法人と連携するとともに、日常的に業務を監査する役割として、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、これら各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能となると判断し、この体制を採用しております。また、過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置することにより、指名・報酬等に関する決定プロセスの透明性及び客観性の担保に努めております。

当社の企業統治の体制と各機関等の内容は以下のとおりであります。



イ．取締役及び取締役会

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となっており、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年としております。

取締役会は、代表取締役 大西泰平が議長を務め、取締役 中谷奈緒美、植松あゆ美、及び社外取締役 村瀬敬太、藤田豪人の5名で構成し、原則毎月1回、経営に関する重要事項の決定、業務執行の監督及び法定事項の決議等を行っております。また、適切かつ迅速な意思決定を行っていくために、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

当事業年度において取締役会を15回開催しており、個々の取締役の出席状況については以下の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数
大西 泰平	15回	15回
中谷 奈緒美	15回	15回
植松 あゆ美	15回	15回
杉村 和哉	3回	3回
村瀬 敬太	15回	15回
藤田 豪人	12回	12回

- (注) 1. 監査等委員である取締役 杉村和哉氏は、2025年3月27日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしましたので、辞任までの期間に開催された取締役会（3回）への出席状況を記載しております。
2. 監査等委員である社外取締役 藤田豪人氏は、2025年3月27日開催の第9回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしましたので、就任以降に開催された取締役会（12回）への出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容として、法令及び定款に定められた事項のほか、重要な契約の締結、経営の重要な意思決定に関する事項、株主総会に関する事項、月次決算の状況、予算に関する事項、その他事業に関する事項等について、報告及び決議いたしました。

ロ．監査等委員である取締役及び監査等委員会

監査等委員会は常勤監査等委員 植松あゆ美が議長を務め、非常勤監査等委員 村瀬敬太、藤田豪人の3名で構成されています。監査等委員会は、毎月1回の開催を原則としており、内部統制システムやリスク管理等について意見交換を行いながら、取締役の職務執行を含む経営の執行状況についての監査を行っております。さらに、監査等委員である取締役は、当社の取締役会のほか、必要に応じて経営会議等の重要な会議への出席、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、取締役の職務の執行を含む日常的な活動の監査を行っております。

ハ．経営会議

経営会議は取締役、執行役員等により構成し、原則毎週1回、重要な経営事項について情報共有や意見交換を行い、取締役会を補佐しております。

二．内部監査

代表取締役社長の直轄組織として、内部監査室を設置し、業務監査を実施しております。また、内部監査室と監査等委員会、会計監査人は適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

ホ．指名・報酬委員会

当社の取締役の指名、報酬等に係る決定プロセスの透明性及び客観性を担保していくため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、過半数を社外取締役で構成しており、取締役会の諮問に対して、答申を行うこととしております。

当事業年度においては、経営の監督機能の独立性をより高めるため、委員会の議長を変更いたしました。従来は代表取締役が議長を務めておりましたが、報酬決定プロセスにおける客観性を確保する観点から、取締役 中谷奈緒美が議長を務め、経営から独立した社外取締役 村瀬敬太、藤田豪人の3名体制へ移行しております。

当事業年度において当社は指名・報酬委員会を1回開催しており、個々の指名・報酬委員会の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
中谷 奈緒美	1回	1回
村瀬 敬太	1回	1回
藤田 豪人	1回	1回

指名・報酬委員会の具体的な検討内容として、取締役会の諮問に応じて、取締役の選解任について審議し、その結果を取締役会に対して答申しております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について代表取締役社長から提出された原案を客観的かつ公正に審議し、決定しております。

ヘ．リスク管理委員会・コンプライアンス委員会

当社の経営に悪影響を及ぼすおそれのあるリスクの低減及びコンプライアンス活動に必要な情報の共有を図るため、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、代表取締役大西泰平を委員長として、取締役（監査等委員を含む）、代表取締役が指名した出席が必要と認められた者により構成しております。

企業統治に関するその他の事項等

a．内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

- 1．当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制
 - 1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「リスク管理規程」や「コンプライアンス規程」等を定める。
 - 2) 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- 2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理する。
 - 2) 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。
- 3．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」や「コンプライアンス規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - 2) 当社は、経営会議等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
 - 3) 当社の内部監査部門は当社におけるリスク管理の状況について監査を行う。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
 - 2) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - 3) 当社は、経営会議を原則週1回定期的に開催し、当社の様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社は「関係会社管理規程」を定め、子会社における執行状況の定期報告や重要な決定事項に関する事前確認が適切になされるよう、管理を行う。
 - 2) 当社は子会社に対して「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」の周知徹底を図り、当社グループ全体のリスク管理活動及びコンプライアンス活動に関する体制整備を行う。
 - 3) 内部監査部門は、当社及び子会社の業務運営が法令、定款、社内規程等を遵守しているかを確認するため、定期的に監査を実施する。
6. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
 - 2) 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - 3) 当社の内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規程の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - 4) 当社の監査等委員会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
7. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 必要に応じて、監査等委員会の職務を補助すべきスタッフとして、当社の内部監査室所属の使用人がこれを兼務する。
 - 2) スタッフの任命、解任、人事異動については、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
8. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
 - 1) 当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査等委員会に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。
 - 2) 当社は、前項により当社の監査等委員会に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
9. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社の監査等委員である取締役は、当社の取締役会、必要に応じて経営会議等の重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べる事ができる。
 - 2) 当社の監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
 - 3) 当社の監査等委員会は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。
10. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
 - 1) 当社は、当社の監査等委員の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- 1) 当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」を定める。
- 2) 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

b. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。

c. 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらない旨を定款に定めております。

d. 責任限定契約

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役の最低責任限度額としております。

e. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等の場合には填補の対象としないこととしております。

f. リスク管理体制の整備状況

当社は、企業活動を行うに当たり発生しうるリスクを回避・防止するため、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を定めており、それに基づき全社的なリスク管理体制の強化を図っております。

g. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項及びその理由

1. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

2. 自己株式の取得

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。これは、企業環境の変化に応じた機動的な経営を可能とすることを目的とするものであります。

3. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決定により定めることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

4. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

h. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

1. 2026年3月26日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下の通りです。

男性 3名 女性 2名 (役員のうち女性の比率 40.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長執行役員CEO	大西 泰平	1984年12月8日生	2008年4月 株式会社大広入社 2012年9月 株式会社ユニクロ入社 2014年7月 Sekai Lab Pte.Ltd.入社 2016年8月 当社取締役 2020年3月 当社取締役コーポレート本部長 2022年1月 当社取締役副社長執行役員COO 2022年1月 当社TUNAG事業部長 2023年1月 株式会社STAGE 取締役(現任) 2023年1月 当社代表取締役社長執行役員CEO(現任) 2024年1月 株式会社Hypernova 代表取締役(現任) 2024年8月 株式会社スタジアム 取締役(現任)	(注)2	1,575,000
取締役 執行役員CAO	中谷 奈緒美	1987年12月19日生	2010年4月 株式会社エイチ・アイ・エス入社 2018年4月 当社入社 2021年1月 当社コーポレート本部 管理部長 2021年11月 当社コーポレート本部 経営管理担当部長 2022年3月 当社取締役常勤監査等委員 2024年3月 当社取締役執行役員CAO(現任) 2024年8月 株式会社STAGE 取締役 2024年8月 株式会社スタジアム 取締役(現任)	(注)2	2,500
取締役 (常勤監査等委員)	植松 あゆ美	1987年1月1日生	2011年2月 有限責任あずさ監査法人入所 2022年7月 当社入社 財務経理部 2022年9月 植松あゆ美公認会計士事務所開所(現任) 2024年3月 当社取締役常勤監査等委員(現任) 2025年10月 株式会社プラス 社外取締役(現任)	(注)3	-
社外取締役 (監査等委員) (注)1	村瀬 敬太	1988年6月10日生	2017年12月 愛知県弁護士会に弁護士登録 2017年12月 城南法律事務所入所 2019年3月 当社監査役 2021年1月 弁護士法人御園総合法律事務所入所 2022年3月 当社社外取締役監査等委員(現任) 2023年3月 村瀬総合弁護士事務所開所(現任) 2025年3月 株式会社SaleSeed 社外監査役(現任) 2025年4月 内閣府再就職等監視委員会 再就職等監察官(非常勤)(現任)	(注)3	-
社外取締役 (監査等委員) (注)1	藤田 豪人	1978年2月6日生	1997年4月 株式会社名古屋都ホテル入社 1999年12月 有限会社太志入社 2002年9月 株式会社光通信入社 2007年6月 株式会社プロトコーポレーション入社 2012年1月 株式会社パイブドビッツ入社 2018年3月 株式会社カオナビ入社 2019年9月 株式会社ROBOT PAYMENT入社 2025年3月 当社社外取締役監査等委員(現任) 2025年4月 株式会社ROBOT PAYMENT 執行役員COO(現任)	(注)3	-
計					1,577,500

(注)1. 村瀬敬太、藤田豪人は、社外取締役であります。

2. 2025年3月27日開催の定時株主総会終結のときから、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結のときまでであります。

3. 2024年3月28日開催の定時株主総会終結のときから、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結のときまでであります。

2. 2026年3月27日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下の通りになる予定です。

なお役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容(役職等)を含めて記載しています。

男性 4名 女性 2名 (役員のうち女性の比率 33.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長執行役員CEO	大西 泰平	1984年12月8日生	2008年4月 株式会社大広入社 2012年9月 株式会社ユニクロ入社 2014年7月 Sekai Lab Pte.Ltd.入社 2016年8月 当社取締役 2020年3月 当社取締役コーポレート本部長 2022年1月 当社取締役副社長執行役員COO 2022年1月 当社TUNAG事業部長 2023年1月 株式会社STAGE 取締役(現任) 2023年1月 当社代表取締役社長執行役員CEO(現任) 2024年1月 株式会社Hypernova 代表取締役(現任) 2024年8月 株式会社スタジアム 取締役(現任)	(注)2	1,575,000
取締役 執行役員CAO	中谷 奈緒美	1987年12月19日生	2010年4月 株式会社エイチ・アイ・エス入社 2018年4月 当社入社 2021年1月 当社コーポレート本部 管理部長 2021年11月 当社コーポレート本部 経営管理担当部長 2022年3月 当社取締役常勤監査等委員 2024年3月 当社取締役執行役員CAO(現任) 2024年8月 株式会社STAGE 取締役 2024年8月 株式会社スタジアム 取締役(現任)	(注)2	2,500
社外取締役 (注)1	亀崎 洋介	1979年12月25日生	2002年5月 株式会社バイキューブインターネット入社 2004年5月 株式会社バイキューブブロードコミュニ ケーション(現:株式会社バイキューブ) 2012年3月 株式会社バイキューブ 取締役CTO 2013年5月 V-cube Global Services Pte. Ltd. - Director 2014年4月 パイオニアVC株式会社 取締役 2016年1月 株式会社バイキューブテクニカルワークス 代表取締役社長 2023年5月 株式会社アクセル・モード 社外取締役 (現任) 2025年3月 株式会社バイキューブ CTO(現任) 2026年3月 当社社外取締役(就任予定)	(注)2	-
取締役 (常勤監査等委員)	植松 あゆ美	1987年1月1日生	2011年2月 有限責任あずさ監査法人入所 2022年7月 当社入社 財務経理部 2022年9月 植松あゆ美公認会計士事務所開所(現任) 2024年3月 当社取締役常勤監査等委員(現任) 2025年10月 株式会社プラス 社外取締役(現任)	(注)3	-
社外取締役 (監査等委員) (注)1	村瀬 敬太	1988年6月10日生	2017年12月 愛知県弁護士会に弁護士登録 2017年12月 城南法律事務所入所 2019年3月 当社監査役 2021年1月 弁護士法人御園総合法律事務所入所 2022年3月 当社社外取締役監査等委員(現任) 2023年3月 村瀬総合弁護士事務所開所(現任) 2025年3月 株式会社SaleSeed 社外監査役(現任) 2025年4月 内閣府再就職等監視委員会 再就職等監察 官(非常勤)(現任)	(注)3	-
社外取締役 (監査等委員) (注)1	藤田 豪人	1978年2月6日生	1997年4月 株式会社名古屋都ホテル入社 1999年12月 有限会社太志入社 2002年9月 株式会社光通信入社 2007年6月 株式会社プロトコレーション入社 2012年1月 株式会社パイブドピッツ入社 2018年3月 株式会社カオナビ入社 2019年9月 株式会社ROBOT PAYMENT入社 2025年3月 当社社外取締役監査等委員(現任) 2025年4月 株式会社ROBOT PAYMENT 執行役員COO (現任)	(注)3	-
計					1,577,500

- (注) 1. 亀崎洋介、村瀬敬太、藤田豪人は、社外取締役であります。
2. 2026年3月27日開催の定時株主総会終結のときから、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結のときまでであります。
3. 2026年3月27日開催の定時株主総会終結のときから、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結のときまでであります。

社外役員の状況

当社は、取締役5名のうち社外取締役2名の体制であります。社外取締役は、議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで取締役会としての監督機能の向上に貢献しており、また、社外取締役の取締役会への出席は経営の客観性、透明性の確保に貢献しております。社外役員の選任に際し、独立性について当社としての具体的な基準は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案した上で選任することとしております。いずれの社外役員も当社と人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断しており、当該役員を独立役員に指定する予定であります。

独立役員として届け出る予定の2名について、村瀬敬太氏は、弁護士としての業務経験を通じ、企業法務に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待し、選任しております。藤田豪人氏は、SaaS企業での経営経験をはじめ、事業買収、IPO事務責任者として上場達成のご経験を通じ、企業経営全般から、企業財務や内部統制等に関する豊富な知見と経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言または提言をいただけるものと期待し、選任しております。

なお、2026年3月27日開催予定の定時株主総会において、亀崎洋介氏が新たに社外取締役に選任される予定であり、同氏の選任が承認可決された場合、当社の社外取締役は3名体制となります。同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。亀崎洋介氏は、ソフトウェア開発及びプロダクト開発領域における豊富な実務経験と専門的知見を有しており、その知識及び経験に基づき、当社の技術基盤の強化及び中長期的な事業成長に資する助言または提言をいただけるものと期待し、選任する予定であります。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は、取締役会に出席し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行の状況について監督を行う場において、それぞれの豊富な経験や専門的見地から発言を行っております。

また、監査等委員である社外取締役については、内部統制システムやリスク管理等について意見交換を行いながら、執行状況についての監査を行っております。当該活動において、会計監査人とは監査結果報告会への出席等により連携をはかり、内部監査人とは内部監査結果等に関する意見交換のほか、必要に応じて監査等委員会が内部監査に立ち会う等、緊密な情報交換、相互連携を図っております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

有価証券報告書提出日現在、当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、原則毎月1回監査等委員会を開催し、内部統制システムやリスク管理等について意見交換を行いながら、取締役の職務執行を含む経営の執行状況についての監査を行っております。さらに、監査等委員である取締役は、当社の取締役会のほか、必要に応じて経営会議等の重要な会議への出席、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、取締役の職務の執行を含む日常的な活動の監査を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、監査が実効的に行われるよう努めております。なお、当社は、2026年3月27日開催予定の第10回定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役3名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、監査等委員会は引き続き3名の監査等委員である取締役（うち2名は社外取締役）で構成されることとなります。

監査等委員会においては、監査報告の作成、監査の方針、その他監査等委員の職務の遂行に関する事項の決定を主な検討事項としており、具体的な検討内容としては、経営及び内部統制システムの監視状況やリスク認識等について、意見交換や重要な書類の閲覧を通じて検証を行っております。また常勤監査等委員の活動として、必要に応じ取締役、執行役員及び各部門担当者との面談を実施して報告を受け意見交換を行うことなどにより社内の情報収集に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を監視・検証するとともに、各監査等委員間における情報の共有及び意思の疎通を図っております。

当事業年度において当社は15回監査等委員会を開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
植松 あゆ美	15回	15回
杉村 和哉	3回	3回
村瀬 敬太	15回	15回
藤田 豪人	12回	12回

- (注) 1. 監査等委員である取締役 杉村和哉氏は、2025年3月27日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしましたので、辞任までの期間に開催された監査等委員会（3回）への出席状況を記載しております。
2. 監査等委員である取締役 藤田豪人氏は、2025年3月27日開催の第9回定時株主総会において新たに選任され、就任したため、就任以降の開催回数を記載しております。

内部監査の状況

当社の内部監査につきましては、内部監査部門である内部監査室を設置し、年間の監査計画に従い、書類の閲覧やインタビュー等を通じて法令の遵守状況及び業務活動の効率性等について内部監査を実施しております。監査結果については代表取締役社長、取締役会及び被監査部門に速やかに報告しております。また、内部監査担当者は監査等委員会及び監査法人と定期的に情報交換を実施しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。

b. 継続監査期間

4年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 古田 賢司

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 本田 一暁

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 9名

(注) 会社法監査及び金融商品取引法監査に従事した補助者の氏名を集計しております。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定及び評価に関して、監査法人の規模や実績、審査体制及び具体的な監査実施要領や費用について、総合的に判断して選定を行っております。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、事前の監査計画、監査実施体制等の妥当性を基準として、評価を実施していません。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	20,300	-	19,800	-
連結子会社	-	-	-	-
計	20,300	-	19,800	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして、監査計画、監査内容及び監査日数を助案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。なお、監査報酬額は監査等委員会の同意を得て、取締役会で決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

上記改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主価値と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とする事を基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、役割と責任に応じて定めた固定報酬（基本報酬）及び非金銭報酬としての株式報酬で構成するものとする。なお、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み基本報酬のみとする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は金銭報酬とし、その具体額については株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で、役位、担当職務、貢献度に応じて、当社の業績、他社水準等の指標を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の個人別の報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、ストックオプションとしての新株予約権とし、株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で、役位、担当職務、貢献度のほか、当該取締役の基本報酬額、当社株式の保有数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

d. 固定報酬（金銭報酬）の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、担当職務、貢献度のほか、当社の業績、当社株式の保有数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

e. 取締役に対し報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬については毎月支給するものとし、ストックオプションとしての新株予約権については、株主総会決議の範囲内で取締役会において詳細を決議し、支給するものとする。

f. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

各役員の報酬額は、取締役会から授権された代表取締役が決定する。なお、決定にあたっては、代表取締役が策定した報酬案を、過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、答申を得たうえで、取締役会から授権された代表取締役が決定するものとする。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び当該決議の内容は以下のとおりです。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2022年3月25日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されており、監査等委員である取締役の報酬額は2022年3月25日開催の定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。

また、2022年3月25日開催の定時株主総会において、上記の報酬額とは別額で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100,000千円以内、株式数の上限を年100,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	57,859	48,510	-	9,349	2
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	5,700	5,700	-	-	1
社外役員	4,800	4,800	-	-	3

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2025年3月27日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査等委員である取締役1名(杉村和哉氏)の在任中の報酬等の額が含まれております。
3. 非金銭報酬等の内容は、ストック・オプションとして発行した新株予約権であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、以下のように考えております。

(純投資目的である投資株式)

時価の変動により利益を得ることを目的としており、短中期的に売買することを想定するものをいいます。なお、「純投資目的以外の目的である投資株式」に該当する株式を除きます。

(純投資目的以外の目的である投資株式)

長期的には売却することが想定されるものの、業務提携などの事業上の必要に基づき保有する株式をいいます。なお、子会社株式、関連会社株式を除きます。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有していないため、該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式を保有していないため、該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応することができる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他会計専門家からの情報共有、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加などを通じて積極的な情報収集活動に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,137,780	1,105,781
売掛金	74,368	305,515
商品	4,368	7,917
その他	106,784	153,744
貸倒引当金	-	4,183
流動資産合計	1,323,302	1,568,774
固定資産		
有形固定資産		
建物	161,936	165,924
減価償却累計額	42,327	58,925
建物(純額)	119,609	106,999
構築物	1,653	1,653
減価償却累計額	468	633
構築物(純額)	1,184	1,019
工具、器具及び備品	68,052	91,513
減価償却累計額	34,252	52,242
工具、器具及び備品(純額)	33,800	39,271
建設仮勘定	-	16,500
有形固定資産合計	154,594	163,790
無形固定資産		
ソフトウェア	13,080	10,585
無形固定資産合計	13,080	10,585
投資その他の資産		
投資有価証券	33,151	31,248
役員に対する長期貸付金	550,000	550,000
繰延税金資産	7,341	12,491
その他	193,885	1127,471
貸倒引当金	9,807	12,085
投資その他の資産合計	674,572	709,126
固定資産合計	842,246	883,502
資産合計	2,165,549	2,452,277

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	11,678	40,016
未払金	107,272	162,652
未払費用	150,055	164,009
契約負債	334,699	296,669
未払法人税等	95,524	36,584
その他	84,350	135,818
流動負債合計	783,580	835,750
固定負債		
長期借入金	6,680	49,996
資産除去債務	27,914	27,987
繰延税金負債	1,789	1,628
固定負債合計	36,383	79,611
負債合計	819,964	915,362
純資産の部		
株主資本		
資本金	78,900	82,751
資本剰余金	1,008,359	1,012,211
利益剰余金	215,343	388,511
自己株式	98	120
株主資本合計	1,302,504	1,483,353
新株予約権	43,080	53,560
純資産合計	1,345,584	1,536,914
負債純資産合計	2,165,549	2,452,277

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	2,692,572	3,817,816
売上原価	602,894	1,015,971
売上総利益	2,089,678	2,801,845
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	574,931	884,211
役員報酬	71,300	72,210
広告宣伝費	669,437	745,052
減価償却費	28,303	34,601
貸倒引当金繰入額	8,734	9,958
その他	512,304	764,586
販売費及び一般管理費合計	1,865,012	2,510,620
営業利益	224,666	291,225
営業外収益		
受取利息	398	4,688
講演料収入	141	259
ポイント還元収入	3,966	6,727
セミナー収入	772	622
その他	149	636
営業外収益合計	5,428	12,934
営業外費用		
支払利息	201	739
寄付金	1,126	-
投資事業組合運用損	1,841	1,903
解約違約金	662	-
消費税差額	1,340	3,142
その他	-	0
営業外費用合計	5,172	5,784
経常利益	224,922	298,374
特別利益		
新株予約権戻入益	-	809
特別利益合計	-	809
税金等調整前当期純利益	224,922	299,183
法人税、住民税及び事業税	101,145	96,346
法人税等調整額	13,568	5,310
法人税等合計	87,577	91,036
当期純利益	137,345	208,147
親会社株主に帰属する当期純利益	137,345	208,147

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	137,345	208,147
包括利益	137,345	208,147
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	137,345	208,147

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	71,500	1,000,959	112,681	35	1,185,106
当期変動額					
新株の発行	7,400	7,400			14,800
剰余金の配当			34,683		34,683
親会社株主に帰属する当期純利益			137,345		137,345
自己株式の取得				63	63
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	7,400	7,400	102,661	63	117,398
当期末残高	78,900	1,008,359	215,343	98	1,302,504

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	30,439	1,215,545
当期変動額		
新株の発行		14,800
剰余金の配当		34,683
親会社株主に帰属する当期純利益		137,345
自己株式の取得		63
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,640	12,640
当期変動額合計	12,640	130,038
当期末残高	43,080	1,345,584

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	78,900	1,008,359	215,343	98	1,302,504
当期変動額					
新株の発行	3,851	3,851			7,703
剰余金の配当			34,979		34,979
親会社株主に帰属する当期純利益			208,147		208,147
自己株式の取得				22	22
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	3,851	3,851	173,168	22	180,849
当期末残高	82,751	1,012,211	388,511	120	1,483,353

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	43,080	1,345,584
当期変動額		
新株の発行		7,703
剰余金の配当		34,979
親会社株主に帰属する当期純利益		208,147
自己株式の取得		22
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,480	10,480
当期変動額合計	10,480	191,330
当期末残高	53,560	1,536,914

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	224,922	299,183
減価償却費	31,936	38,938
株式報酬費用	12,640	11,289
貸倒引当金の増減額(は減少)	7,822	6,461
ポイント引当金の増減額(は減少)	364	-
受取利息	398	4,688
支払利息	201	739
投資事業組合運用損	1,841	1,903
新株予約権戻入益	-	809
売上債権の増減額(は増加)	47,595	233,425
棚卸資産の増減額(は増加)	927	3,548
未払金の増減額(は減少)	30,262	63,626
未払費用の増減額(は減少)	49,932	13,954
契約負債の増減額(は減少)	38,930	38,030
その他	40,000	2,718
小計	389,206	152,875
利息及び配当金の受取額	398	4,688
利息の支払額	195	736
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	2,440	155,866
営業活動によるキャッシュ・フロー	391,850	962
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	300,000	50,000
投資有価証券の取得による支出	12,500	-
有形固定資産の取得による支出	42,341	44,062
無形固定資産の取得による支出	-	1,600
差入保証金の差入による支出	9,370	54,402
差入保証金の回収による収入	3,613	22,770
貸付けによる支出	550,000	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	310,597	27,294
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	100,000
長期借入金の返済による支出	16,656	28,346
配当金の支払額	35,230	35,001
ストックオプションの行使による収入	14,800	7,703
自己株式の取得による支出	63	22
財務活動によるキャッシュ・フロー	37,149	44,333
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	44,102	18,000
現金及び現金同等物の期首残高	1,043,677	1,087,780
現金及び現金同等物の期末残高	1,087,780	1,105,781

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 株式会社STAGE、株式会社スタジオム

非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 1社
- ・非連結子会社の名称 株式会社Hypernova

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称等

- ・非連結子会社の名称 株式会社Hypernova

(持分法を適用していない理由)

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業組合への出資については、直近の決算書を基礎とし、当社持分相当額を投資事業組合運用損益として投資有価証券を加減する方法によっております。

棚卸資産

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法を採用しております。ただし、建物及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

構築物 10年

工具、器具及び備品 2年～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループにおける顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

月額利用料金

顧客との契約期間の経過に応じて収益を認識する方法を採用しております。

初期導入料金

初期設計の役務提供終了時に収益を認識する方法を採用しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限及び満期日の到来する短期的な投資からなっています。

(重要な会計上の見積り)

1. 役員に対する長期貸付金の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
役員に対する長期貸付金	550,000	550,000
貸倒引当金	-	-

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

役員に対する長期貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上することとしております。

本貸付金の担保として当該役員が保有する当社株式(950,000株)に対し質権設定を行っており、当該株式の処分見込額を評価し回収可能性を判定しております。

なお、翌連結会計年度において、当社株式の市場価格の変動により貸倒引当金の計上が必要となる可能性があります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「1年内返済予定の長期借入金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示されていた96,028千円は、「1年内返済予定の長期借入金」11,678千円、「その他」84,350千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1.非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
非連結子会社株式	20,000千円	20,000千円

2.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約を締結しております(取引銀行は前連結会計年度9行、当連結会計年度10行)。これら当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額の総額	760,000千円	810,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	760,000	810,000

(連結損益計算書関係)

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しています。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	8,671,000	74,000	-	8,745,000
合計	8,671,000	74,000	-	8,745,000
自己株式				
普通株式(注)2	24	86	-	110
合計	24	86	-	110

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加74,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の増加86株は、単元未満株式の買い取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権 (第8回)	-	-	-	-	-	17,801
	ストック・オプション としての新株予約権 (第9回)	-	-	-	-	-	21,826
	ストック・オプション としての新株予約権 (第10回)	-	-	-	-	-	3,452
合計		-	-	-	-	-	43,080

(注)ストック・オプションとしての新株予約権(第9回、第10回)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年2月14日 取締役会	普通株式	34,683	4	2023年12月31日	2024年3月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月14日 取締役会	普通株式	34,979	利益剰余金	4	2024年12月31日	2025年3月10日

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	8,745,000	36,500	-	8,781,500
合計	8,745,000	36,500	-	8,781,500
自己株式				
普通株式（注）2	110	26	-	136
合計	110	26	-	136

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加36,500株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の増加26株は、単元未満株式の買い取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権 （第8回）	-	-	-	-	-	16,992
	ストック・オプション としての新株予約権 （第9回）	-	-	-	-	-	27,938
	ストック・オプション としての新株予約権 （第10回）	-	-	-	-	-	8,630
合計		-	-	-	-	-	53,560

（注）ストック・オプションとしての新株予約権（第10回）は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2025年2月14日 取締役会	普通株式	34,979	4	2024年12月31日	2025年3月10日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2026年3月4日 取締役会	普通株式	52,688	利益剰余金	6	2025年12月31日	2026年3月9日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	1,137,780千円	1,105,781千円
預入期間が3か月を超える定期預金	50,000	-
現金及び現金同等物	1,087,780	1,105,781

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金計画に基づき必要な資金は銀行借入及び新株の発行により調達しております。また、資産運用に関しては、短期的な預金等安全性の高い金融資産で運用することを基本としており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

役員に対する長期貸付金については、貸付先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は投資事業組合への出資であり、発行体の信用リスクに晒されております。

未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

長期借入金には主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスクの管理

営業債権については、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行っております。また、入金状況を各営業担当者に随時連絡しております。これにより各取引先の財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

役員に対する長期貸付金については、貸付先ごとの期日管理、残高管理を行うとともに、定期的に貸付先の信用状況を確認しております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財政状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

b. 流動性リスク

適時に資金繰り計画を作成、更新するなどの方法により流動性リスクを管理しています。

c. 市場リスク

変動金利による借入金については、定期的に金利の動向を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
資産			
役員に対する長期貸付金	550,000千円	547,028千円	2,971千円
負債			
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	18,358千円	18,274千円	83千円

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払費用」、「契約負債」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)非連結子会社株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。なお、当該株式の連結貸借対照表計上額は20,000千円であります。

(*3)投資事業組合への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象としておりません。なお、当該出資の連結貸借対照表計上額は33,151千円であります。

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
資産			
役員に対する長期貸付金	550,000千円	488,283千円	61,716千円
負債			
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	90,012千円	89,979千円	32千円

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払費用」、「契約負債」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)非連結子会社株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。なお、当該株式の連結貸借対照表計上額は20,000千円であります。

(*3)投資事業組合への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象としておりません。なお、当該出資の連結貸借対照表計上額は31,248千円であります。

(注)1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,137,780	-	-	-
売掛金	74,368	-	-	-
役員に対する長期貸付金	-	-	550,000	-
合計	1,212,149	-	550,000	-

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,105,781	-	-	-
売掛金	305,515	-	-	-
役員に対する長期貸付金	-	-	550,000	-
合計	1,411,296	-	550,000	-

2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	11,678	6,680	-	-	-	-
合計	11,678	6,680	-	-	-	-

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	40,016	33,336	16,660	-	-	-
合計	40,016	33,336	16,660	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

なお、時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、最も低いレベルに分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
役員に対する長期貸付金	-	547,028	-	547,028
資産計	-	547,028	-	547,028
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	18,274	-	18,274
負債計	-	18,274	-	18,274

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

役員に対する長期貸付金

役員に対する長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
役員に対する長期貸付金	-	488,283	-	488,283
資産計	-	488,283	-	488,283
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	89,979	-	89,979
負債計	-	89,979	-	89,979

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

役員に対する長期貸付金

役員に対する長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

なお、投資事業組合への出資金(連結貸借対照表計上額33,151千円)及び非連結子会社株式(連結貸借対照表計上額20,000千円)については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2025年12月31日)

該当事項はありません。

なお、投資事業組合への出資金(連結貸借対照表計上額31,248千円)及び非連結子会社株式(連結貸借対照表計上額20,000千円)については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上原価の株式報酬費用	440	-
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	13,167	11,289

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
新株予約権戻入益	-	809

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8 名	当社取締役 2 名、当社従業員 12 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 16,000株	普通株式 190,000株
付与日	2017年 5 月30日	2018年 3 月26日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2019年 6 月 1 日から 2027年 5 月24日まで	2020年 3 月27日から 2028年 3 月26日まで

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5 名	当社従業員 8 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 45,000株	普通株式 55,000株
付与日	2018年 8 月 6 日	2018年12月17日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年 8 月 6 日から 2028年 8 月 5 日まで	2020年 8 月 6 日から 2028年 8 月 5 日まで

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員32名	当社従業員15名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 50,000株	普通株式 50,000株
付与日	2019年4月22日	2019年8月13日
権利確定条件	(注)1	(注)1
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2021年3月25日から 2029年3月24日まで	2021年3月25日から 2029年3月24日まで

	第7回ストック・オプション	第8回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 34名	当社取締役4名、当社従業員37名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 50,000株	普通株式 65,000株
付与日	2020年7月13日	2021年9月13日
権利確定条件	(注)1	(注)1
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2022年7月14日から 2030年7月13日まで	2024年9月14日から 2031年9月13日まで

	第9回ストック・オプション	第10回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	当社取締役1名、当社従業員6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 100,000株	普通株式 56,000株
付与日	2022年12月1日	2024年4月30日
権利確定条件	(注)1	(注)1
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2025年12月1日から 2032年11月13日まで	2027年4月30日から 2034年4月11日まで

(注)1. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 スtock・オプション制度の内容」の「新株予約権の行使条件」に記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、2020年9月30日付株式分割(普通株式1株につき1,000株の割合)による分割後の株式に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	4,000	26,000	10,000
権利確定	-	-	-
権利行使	2,000	14,000	5,000
失効	-	-	-
未行使残	2,000	12,000	5,000

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	11,000	9,000	8,000
権利確定	-	-	-
権利行使	6,000	3,000	2,000
失効	-	-	-
未行使残	5,000	6,000	6,000

	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	90,000
付与	-	-	-
失効	-	-	10,000
権利確定	-	-	80,000
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	19,000	33,000	-
権利確定	-	-	80,000
権利行使	4,000	500	-
失効	-	1,500	-
未行使残	15,000	31,000	80,000

	第10回 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	51,000
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	51,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	200	200	200
行使時平均株価 (円)	810	914	810
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	200	200	200
行使時平均株価 (円)	1,173	1,052	810
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	200	1,007	718
行使時平均株価 (円)	1,131	1,206	997
付与日における公正な評価単価 (円)	-	539	349

	第10回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	702
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	305

(注) 2020年9月30日付株式分割(普通株式1株につき1,000株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 第1回から第7回までのストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっておりません。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、類似会社比準価額方式及びDCF法等の結果を総合的に勘案して決定しております。

(2) 当連結会計年度において、新たに付与されたストック・オプションはありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	45,980千円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	27,725千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	29,314千円	33,867千円
未払事業税	9,977	3,555
減価償却費	2,880	4,063
資産除去債務	9,611	9,825
貸倒引当金	3,230	5,083
その他	3,419	2,233
繰延税金資産小計	58,432	58,626
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	16,318	7,551
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	29,314	33,867
評価性引当額小計	45,632	41,418
繰延税金資産合計	12,800	17,210
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	7,247	6,347
繰延税金負債合計	7,247	6,347
繰延税金資産の純額	5,552	10,862

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	-	-	29,314	29,314
評価性引当額	-	-	-	-	-	29,314	29,314
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	-	-	33,867	33,867
評価性引当額	-	-	-	-	-	33,867	33,867
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、繰延税金資産の「その他」に含めて表示していた「貸倒引当金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の税効果会計関係注記において、繰延税金資産の「その他」に表示していた6,649千円は、「貸倒引当金」3,230千円、「その他」3,419千円として組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	34.4%	34.4%
(調整)		
株式報酬費用	2.0	1.3
住民税均等割	0.7	1.7
評価性引当額の増減	9.0	1.5
税率変更の影響	-	0.2
雇用者給与支給額増加税額控除	7.6	4.8
中小法人軽減税率の影響	0.4	0.3
その他	0.7	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.9	30.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.4%から35.2%に変更し計算しております。

なお、この変更に伴う影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

不動産賃借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は割戻期間に対応した市場金利を採用しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
期首残高	22,178千円	27,914千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,670	-
時の経過による調整額	66	72
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	27,914	27,987

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

	金額
ストック収益	2,289,225千円
フロー収益	403,347千円
顧客との契約から生じる収益	2,692,572千円
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,692,572千円

(注) 1. ストック収益はエンゲージメントプラットフォーム事業「TUNAG」「FANTS」のシステム利用料(月額利用料金)、「FANTS」の直営コミュニティ収益等となっております。

2. フロー収益はエンゲージメントプラットフォーム事業「TUNAG」「FANTS」の初期費用、プロモーションサイト制作費、イベント収益等となっております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

	金額
ストック収益	3,180,065千円
フロー収益	637,750千円
顧客との契約から生じる収益	3,817,816千円
その他の収益	-
外部顧客への売上高	3,817,816千円

(注) 1. ストック収益はエンゲージメントプラットフォーム事業「TUNAG」「FANTS」のシステム利用料(月額利用料金)、「FANTS」の直営コミュニティ収益等となっております。

2. フロー収益はエンゲージメントプラットフォーム事業「TUNAG」「FANTS」の初期費用、プロモーションサイト制作費、イベント収益等となっております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	34,596千円	74,368千円
契約負債	295,769千円	334,699千円

(注) 1. 契約負債は、初期導入料金及び月額利用料金を支払い条件に基づき顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 当社グループでは、主に当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	74,368千円	305,515千円
契約負債	334,699千円	296,669千円

(注) 1. 契約負債は、初期導入料金及び月額利用料金を支払い条件に基づき顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 当社グループでは、主に当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社グループは、エンゲージメントプラットフォーム事業を主な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社グループは、エンゲージメントプラットフォーム事業を主な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産の金額がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	大西 泰平	-	-	当社 代表取締役	(被所有) 直接18.0	当社 代表取締役	資金の貸付 (注)	550,000	役員に対する 長期貸付金	550,000
							利息の受取り (注)	275	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

貸付金の利率については、当社の直近の調達金利を参考に合理的に決定しております。また、当社株式700,000株を担保として受け入れております。なお、取引金額、期末残高には消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	大西 泰平	-	-	当社 代表取締役	(被所有) 直接17.9	当社 代表取締役	資金の貸付 (注)	-	役員に対する 長期貸付金	550,000
							利息の受取り (注)	3,300	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

貸付金の利率については、契約締結時点の当社の借入金利を参考に合理的に決定しております。

また、当社株式950,000株を担保として受け入れております。なお、取引金額、期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	148.94円	168.92円
1株当たり当期純利益	15.77円	23.74円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	15.62円	23.51円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,345,584	1,536,914
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	43,080	53,560
(うち新株予約権(千円))	(43,080)	(53,560)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,302,504	1,483,353
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	8,744,890	8,781,364

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	137,345	208,147
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	137,345	208,147
普通株式の期中平均株式数(株)	8,708,651	8,768,687
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	87,038	84,538
(うち新株予約権(株))	(87,038)	(84,538)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2021年8月13日開催の取締役会決議による第8回新株予約権新株予約権の数 330個 (普通株式 33,000株) 2022年11月14日開催の取締役会決議による第9回新株予約権新株予約権の数 900個 (普通株式 90,000株) 2024年4月11日開催の取締役会決議による第10回新株予約権新株予約権の数 510個 (普通株式 51,000株)	該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	11,678	40,016	0.62	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	6,680	49,996	0.60	2027年1月～ 2028年6月
合計	18,358	90,012	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	33,336	16,660	-	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

(累計期間)	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,713,105	3,817,816
税金等調整前中間 (当期) 純利益 (千円)	113,163	299,183
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純利益 (千円)	72,070	208,147
1 株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	8.22	23.74

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,065,191	1,000,506
売掛金	51,079	264,399
商品	4,275	7,917
前払費用	54,372	88,598
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	-	150,000
その他	136,913	132,584
貸倒引当金	-	1,232
流動資産合計	1,211,833	1,442,773
固定資産		
有形固定資産		
建物	144,429	144,629
減価償却累計額	40,830	55,374
建物(純額)	103,598	89,254
構築物	1,653	1,653
減価償却累計額	468	633
構築物(純額)	1,184	1,019
工具、器具及び備品	58,249	77,684
減価償却累計額	29,978	45,373
工具、器具及び備品(純額)	28,271	32,310
建設仮勘定	-	16,500
有形固定資産合計	133,054	139,084
無形固定資産		
ソフトウェア	7,322	4,858
無形固定資産合計	7,322	4,858
投資その他の資産		
投資有価証券	33,151	31,248
関係会社株式	78,873	71,852
関係会社長期貸付金	80,000	80,000
役員に対する長期貸付金	550,000	550,000
破産更生債権等	5,777	8,445
繰延税金資産	7,341	12,491
その他	63,754	95,386
貸倒引当金	5,777	8,445
投資その他の資産合計	813,121	840,978
固定資産合計	953,499	984,922
資産合計	2,165,332	2,427,695

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	99,021	1,145,926
未払費用	135,982	140,763
未払法人税等	95,159	36,219
契約負債	334,188	294,136
預り金	26,414	38,677
その他	57,493	113,324
流動負債合計	748,260	769,048
固定負債		
長期借入金	6,680	49,996
資産除去債務	22,212	22,246
固定負債合計	28,892	72,242
負債合計	777,152	841,290
純資産の部		
株主資本		
資本金	78,900	82,751
資本剰余金		
資本準備金	579,300	583,151
その他資本剰余金	429,059	429,059
資本剰余金合計	1,008,359	1,012,211
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	257,938	438,001
利益剰余金合計	257,938	438,001
自己株式	98	120
株主資本合計	1,345,099	1,532,844
新株予約権	43,080	53,560
純資産合計	1,388,179	1,586,405
負債純資産合計	2,165,332	2,427,695

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1 2,368,549	1 3,358,049
売上原価	463,632	875,807
売上総利益	1,904,917	2,482,241
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	499,337	778,446
役員報酬	45,420	59,010
広告宣伝費	612,551	635,524
減価償却費	23,681	29,199
貸倒引当金繰入額	4,723	4,997
その他	1 445,284	1 670,279
販売費及び一般管理費合計	1,630,998	2,177,456
営業利益	273,919	304,785
営業外収益		
受取利息	768	1 5,493
セミナー収入	772	622
ポイント還元収入	3,247	5,842
その他	1 870	1 1,127
営業外収益合計	5,659	13,086
営業外費用		
支払利息	201	739
寄付金	1,126	-
投資事業組合運用損	1,841	1,903
消費税差額	1,340	3,142
その他	0	0
営業外費用合計	4,509	5,784
経常利益	275,068	312,087
特別利益		
新株予約権戻入益	-	809
特別利益合計	-	809
特別損失		
関係会社株式評価損	2 13,972	2 7,021
特別損失合計	13,972	7,021
税引前当期純利益	261,096	305,874
法人税、住民税及び事業税	100,780	95,981
法人税等調整額	15,358	5,149
法人税等合計	85,422	90,831
当期純利益	175,673	215,042

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
当期仕入高		51,613	11.1	200,720	22.8
労務費		154,113	33.1	189,198	21.5
経費		259,746	55.8	489,530	55.7
小計		465,473	100.0	879,448	100.0
期首商品棚卸高		2,434		4,275	
合計		467,908		883,724	
期末商品棚卸高		4,275		7,917	
当期売上原価		463,632		875,807	

(注) 主な内訳は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
インターネット関連費用(千円)	144,232	230,225
外注費(千円)	62,971	172,709
地代家賃(千円)	49,152	83,316

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本								新株 予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計				
当期首残高	71,500	571,900	429,059	1,000,959	116,948	116,948	35	1,189,373	30,439	1,219,812
当期変動額										
新株の発行	7,400	7,400		7,400				14,800		14,800
剰余金の配当					34,683	34,683		34,683		34,683
当期純利益					175,673	175,673		175,673		175,673
自己株式の取得							63	63		63
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								-	12,640	12,640
当期変動額合計	7,400	7,400	-	7,400	140,989	140,989	63	155,726	12,640	168,366
当期末残高	78,900	579,300	429,059	1,008,359	257,938	257,938	98	1,345,099	43,080	1,388,179

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本								新株 予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計				
当期首残高	78,900	579,300	429,059	1,008,359	257,938	257,938	98	1,345,099	43,080	1,388,179
当期変動額										
新株の発行	3,851	3,851		3,851				7,703		7,703
剰余金の配当					34,979	34,979		34,979		34,979
当期純利益					215,042	215,042		215,042		215,042
自己株式の取得							22	22		22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								-	10,480	10,480
当期変動額合計	3,851	3,851	-	3,851	180,063	180,063	22	187,744	10,480	198,225
当期末残高	82,751	583,151	429,059	1,012,211	438,001	438,001	120	1,532,844	53,560	1,586,405

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業組合への出資については、直近の決算書を基礎とし、当社持分相当額を投資事業組合運用損益として投資有価証券を加減する方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～10年
構築物	10年
工具、器具及び備品	2年～15年

無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社における顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

月額利用料金

顧客との契約期間の経過に応じて収益を認識する方法を採用しております。

初期導入料金

初期設計の役務提供終了時に収益を認識する方法を採用しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 役員に対する長期貸付金の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
役員に対する長期貸付金	550,000	550,000
貸倒引当金	-	-

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

役員に対する長期貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上することとしております。

回収可能性の判定にあたっては、本貸付金の担保として当該役員が保有する当社株式(950,000株)に対して設定している質権の担保価値に基づき評価を行っております。

なお、翌事業年度において、当社株式の市場価格の変動により貸倒引当金の計上が必要となる可能性があります。

2. 関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	78,873	71,852
関係会社株式評価損	13,972	7,021
関係会社長期貸付金(1年内回収予定の 関係会社長期貸付金を含む)	80,000	130,000

(注) 当事業年度の関係会社株式の主なもの、子会社である株式会社スタジアムの株式50,000千円、株式会社STAGEの株式1,852千円であり、関係会社長期貸付金の主なもの、子会社である株式会社スタジアムへの貸付100,000千円、株式会社STAGEへの貸付30,000千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式の評価については、その実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、将来計画に基づき、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととしております。

関係会社長期貸付金の評価については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。

当事業年度においては、関係会社株式のうち株式会社STAGEの株式について、市場開拓や知名度向上のための成長投資コストが先行して発生している状況下、財政状態が悪化し、実質価額が著しく低下したため、昨年度に引き続き帳簿価額を実質価額まで減額処理をしております。

また、関係会社株式のうち株式会社スタジアムについては、成長投資コストが先行して発生している状況であり、当事業年度末において財政状態が悪化し、実質価額が著しく低下しておりますが、将来の事業計画に基づき回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるため、株式の減損処理及び貸付金に対する貸倒引当金の計上は行っておりません。株式会社スタジアムの財政状態については、広告宣伝によるオンラインサロン数の増加により、2029年12月期までに回復するとの仮定を以て見積もっております。なお、この見積りで用いた仮定が、当初の想定よりも大きく下回ることなどにより見直しが必要になった場合、翌事業年度において、株式の減損処理等を計上する可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものは除く)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
短期金銭債権	2,187千円	51,675千円
短期金銭債務	1,214	23

2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行(前事業年度は9行)と当座貸越契約を提携しております。これら当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額の総額	760,000千円	810,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	760,000	810,000

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	180千円	440千円
販売費及び一般管理費	1,440千円	1,185千円
営業取引以外の取引による取引高	959千円	1,296千円

2. 関係会社株式評価損

前事業年度(自2024年1月1日至2024年12月31日)

関係会社株式評価損は、連結子会社である株式会社STAGEに係る評価損であります。

当事業年度(自2025年1月1日至2025年12月31日)

関係会社株式評価損は、連結子会社である株式会社STAGEに係る評価損であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
子会社株式	78,873	71,852

(注) 1. 前事業年度において、13,972千円の関係会社株式評価損を計上しております。

2. 当事業年度において、7,021千円の関係会社株式評価損を計上しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
未払事業税	9,977	3,555
減価償却費	2,740	3,746
資産除去債務	7,648	7,848
貸倒引当金	1,842	2,807
関係会社株式評価損	15,882	18,300
その他	2,822	2,144
繰延税金資産小計	40,913	38,402
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	28,113	21,192
評価性引当額小計	28,113	21,192
繰延税金資産合計	12,800	17,210
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	5,458	4,718
繰延税金負債合計	5,458	4,718
繰延税金資産の純額	7,341	12,491

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	34.4%	34.4%
株式報酬費用	1.7	1.3
住民税均等割	0.6	1.5
評価性引当額の増減	2.7	2.3
税率変更の影響	-	0.3
雇用者給与支給額増加税額控除	6.6	4.7
中小法人軽減税率の影響	0.3	0.3
その他	0.1	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.7	29.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.4%から35.2%に変更し計算しております。

なお、この変更に伴う影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産						
建物	103,598	200	-	14,544	89,254	55,374
構築物	1,184	-	-	165	1,019	633
工具、器具及び備品	28,271	19,434	-	15,395	32,310	43,914
建設仮勘定	-	16,500	-	-	16,500	-
有形固定資産計	133,054	36,134	-	30,104	139,084	99,922
無形固定資産						
ソフトウェア	7,322	-	-	2,464	4,858	12,001
無形固定資産計	7,322	-	-	2,464	4,858	12,001

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	パソコン(88台)	16,205千円
建設仮勘定	名古屋本社拡張にかかる費用	16,500千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	5,777	16,411	12,510	9,678

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り(注)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下の通りです。 公告掲載URL https://stmn.co.jp/ir/announce/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第9期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）2025年3月28日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第9期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）2025年3月28日東海財務局長に提出

(3) 臨時報告書

2025年3月28日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(4) 半期報告書及び確認書

第10期中（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）2025年8月14日東海財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月26日

株式会社スタメン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古田 賢司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本田 一暁

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スタメンの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スタメン及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

従業員エンゲージメント事業に関する売上高の発生及び期間帰属	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当連結会計年度の連結損益計算書において3,817,816千円の売上高を計上しているが、そのうち株式会社スタメンにおいて3,358,049千円を計上している。これは主に従業員エンゲージメント事業「TUNAG（ツナグ）」（以下、当事業）による収益であり、堅調に成長を続けた結果、当連結会計年度末時点での利用企業数は1,344社（前連結会計年度末比288社増）となるなど、会社にとって特に重要な事業となっている。</p> <p>また、当事業は、クラウド上で提供するサービスの対価を利用期間に応じて受領するサブスクリプションモデルを採用しており、顧客のアカウント数やオプションに応じた料金体系となっている。</p> <p>なお、【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）「4．会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、月額利用料金は顧客との契約期間の経過に応じて収益が認識され、初期導入料金は顧客の社内制度設計などの役務提供終了時に収益が認識される。</p> <p>ここで、当事業は以下の特徴を有することから、売上高の誤入力や、売上高を計上する月を誤る潜在的なリスクが存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウド上で提供するサービスは無形であるため、サービス提供の事実を物理的に把握することが困難である。 ・サービスの月額利用料金はサービス対象期間以前に收受することがあるため、多額の契約負債が計上されている。また、新規顧客が多数存在しているが、契約負債から売上高への振替を含む売上高の計上額の算定は、管理部門の担当者が手作業により作成した売上管理資料を用いて行われている。 <p>以上から、当事業に関する売上高の発生及び期間帰属が当連結会計年度の監査において特に重要であり、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、従業員エンゲージメント事業に関する売上高の発生及び期間帰属を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売プロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。当該内部統制には以下を含む。 <ul style="list-style-type: none"> - 営業部門の担当者が商談により得た顧客からのサービス申込み内容を営業部門の管理者が承認をしたうえで、管理部門の担当者が売上管理資料を作成していること。 - 管理部門において、契約負債と入金管理資料を照合し、差異がある場合にはその内容について原因調査を行っており、契約負債の残高について検証を行うことにより、売上高の計上額が適切であることを確かめていること。 ・ 一定の条件で抽出した取引について、サービスを提供しているクラウドシステムから出力された利用状況を確認できるデータを閲覧した。 ・ 決算月に計上されている初期導入料金について、顧客がサービスを利用していることを、サービスを提供しているクラウドシステムの運用状況に関するレポートの閲覧により確かめた。 ・ 決算月に初めて計上されている月額利用料金について、当該顧客の契約期間が記載されたサービス申込み証憑の契約開始日と売上計上日とを照合した。 ・ 前受金を取崩して計上された売上高のうち、一定の条件で抽出した取引について、顧客がサービスを利用していることを、サービスを提供しているクラウドシステムから出力された利用状況を確認できるデータの閲覧により確かめた。また、振替元となる契約負債が顧客からの入金の事実に基づいていることを確かめた。 ・ 月額利用料金及び初期導入料金のうち、サンプリングにより抽出した取引について、根拠となる証憑と売上金額とを突合した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社スタメンの2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社スタメンが2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

株式会社スタメン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古田 賢司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本田 一暁

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スタメンの2025年1月1日から2025年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スタメンの2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

従業員エンゲージメント事業に関する売上高の発生及び期間帰属
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(従業員エンゲージメント事業に関する売上高の発生及び期間帰属)と同一内容であるため、記載を省略している。

株式会社スタジアムに対する投融資の評価(事業計画の合理性)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度の貸借対照表に関係会社株式71,852千円及び関係会社長期貸付金(1年内回収予定の関係会社長期貸付金を含む)130,000千円を計上しており、そのうち関係会社株式50,000千円及び関係会社長期貸付金(1年内回収予定の関係会社長期貸付金を含む)100,000千円は株式会社スタジアムに対するものである。</p> <p>【注記事項】(重要な会計上の見積り)「関係会社投融資の評価」に記載のとおり、関係会社株式については実質価額が著しく低下したときは、事業計画に基づき回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を実施することとしている。また、関係会社長期貸付金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能と見込まれる金額について、貸倒引当金を計上することとしている。</p> <p>なお、当事業年度末における株式会社スタジアムの株式の実質価額は、取得原価と比較すると著しく低下しているが、事業計画に基づき回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるため、関係会社株式の減損処理は行っていない。また、同社への長期貸付金に関しても、回収可能性があるとは判断されたため、貸倒引当金は計上していない。</p> <p>関係会社株式の実質価額の回復可能性及び関係会社長期貸付金の回収可能性の評価は、株式会社スタジアムの事業計画を基礎として行われるが、事業計画は、オンラインサロン数の増加見込みという重要な仮定を含んでおり、経営者の主観的判断を伴うため、一定の不確実性がある。</p> <p>以上より、当監査法人は、株式会社スタジアムに対する投融資の評価(事業計画の合理性)が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社スタジアムに対する投融資の評価(事業計画の合理性)を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の事業計画と当期の実績を比較分析し、経営者の予測プロセスの精度を評価するとともに、計画と実績との間に生じた重要な差異の要因を分析し、それが将来の計画に与える影響を検討した。 事業計画の重要な仮定であるオンラインサロン数の増加見込みの合理性について検討するために、営業施策について同社の経営者に質問するとともに、その実行可能性を検討した。 「FANTS」事業が対象とするオンラインサロン市場の成長性に関する資料を入手し、当社の事業計画における売上高の増加見込みと比較し、事業計画の実現可能性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。